

2022

保存版

わが街
事典[®]

新庁舎・新病院完成記念号

神石高原町 くらしの便利帳

Jinsekikogen Town Guide Book



神石高原町ガイド

わがまち再発見!!
自然・歴史・文化

行政ガイド

手続きや公共施設の
ご案内など

生活ガイド

医療機関や
くらしに役立つ情報

神石高原町
ガイド 6

救急・防災 32

届出・証明 36

税金 39

保険・年金 40

福祉・健康 44

子育て・
教育 49

くらし・
環境 55

議会・選挙 63

主な
公共施設 64

生活ガイド 65



神石高原町役場

〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小畠1701番地

TEL 0847-89-3330 FAX 0847-85-3394

神石高原町
株式会社サイネックス



神石高原町 暮らしの便利帳の使い方

暮らしに役立つ情報がスムーズに探せます。

みなさんのお宅にお届けした「神石高原町暮らしの便利帳」は、これから神石高原町で、そしてずっと神石高原町で暮らしていく、そんなみなさんのためのガイドブックです。ぜひ、毎日の暮らしの中でお役立てください。



| | |
|--------|----|
| 救急・防災 | 32 |
| 税金 | 39 |
| 保険・年金 | 40 |
| 福祉・健康 | 44 |
| 子育て・教育 | 49 |
| くらし環境 | 55 |
| 議会・選挙 | 63 |
| 主な公共施設 | 64 |
| 生活ガイド | 65 |

表紙と本文のカラーインデックスが連動しているため、直感的にスピーディに、目的の情報にたどり着くことができます。



とっても便利な三部構成!

| | | |
|--------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 街への愛情が深まる 地域情報 | 困った時に頼れる 行政情報 | 毎日の暮らしを支える 生活情報 |
|--------------------------|-------------------------|---------------------------|

手に取りやすい雑誌サイズだから目につく場所に置いておけば重宝!

調べごとを思いついた際、パソコンと違って電源を入れる必要がないから、知りたい情報にすぐたどり着きます。テレビリモコンなど普段使いが多い道具のそばに置いておくとう便利です。

わが街の魅力を再発見できる楽しい記事がぎっしり満載!

行政情報のほかに、地域情報のページには、自分たちが暮らす街のみどころなど、お子様から高齢者の方まで誰もが楽しめる記事がいっぱい詰まっています。

たとえ急に病気になるってもお医者さんがすぐ見つかる!

医療機関を網羅したリストやを掲載しているので、困ったときはすぐに目を通しましょう。きっとあなたの力になる、あなたを支えてくれるお医者さんが見つかります!

町内公共施設がひとめでパッとわかります!

グラウンドや野球場などの運動施設はもちろん、生涯学習施設などの情報が掲載されています。街の公共施設を賢く利用して有意義な時間を過ごしましょう。

神石高原町 ホームページ

神石高原町のさまざまな情報を発信しています。



生活情報、緊急情報や新着情報など、役立つ情報がいっぱい!

神石高原町 検索

発行にあたって



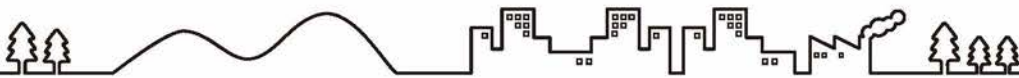
神石高原町長 入江 嘉則

このたび、株式会社サイネックスと官民協働で、第3版となる「くらしの便利帳」を発行いたしました。

町行政での各種手続き方法などを掲載したほか、町の名所や特産品、防災・医療など多岐にわたる情報を紹介しています。普段の生活の中で役立つだけでなく、町の魅力を再発見できる冊子となっています。

また、新庁舎・新病院完成記念号として、ご家庭の身近なところに置いていただき、ご活用いただければ幸いです。

最後に「くらしの便利帳」発行の趣旨に御賛同・御協力いただいた皆様に心から御礼申し上げます。



町の花

ヒゴタイ

(キク科 ヒゴタイ属)



町の木

ヤマボウシ

(ミズキ科 ミズキ属)



町章

神石高原の「じ」を全体にレイアウトし、高原の自然の源となる「太陽と星と月」をイメージし、それぞれに配置しました。





神石高原町 暮らしの便利帳



Jinsekikogen Town Guide Book

広告

各種屋根瓦・太陽光発電・雨樋板金
 屋根の事ならなんでもご相談ください！
 すぐにお宅まで御伺いします

瓦
 誰よりも地震に揺らがない自衛

(有)村上瓦興業
 代表取締役 村上雅洋

神石高原町油木乙1414番地2
 TEL 82-0073/FAX 82-0091

農機具の展示・保管
200台以上!
 お買得な優良農機具を
 ホームページでも
 公開中!!

かわかく農機 検索
 販売からアフターまで
 おまかせください!

0120-822-302

創業40年 斗セキ農機 特約店 1級整備士7名
 農機具販売・修理・買取・WEB事業
株式会社 かわかく農機
 〒720-1812 広島県神石郡神石高原町油木甲2598-1 TEL:0847-82-2302

ISO認証取得企業
有限会社土井商事
 (本社)福山市新市町相方463-1
 TEL(0847) 51-4282 FAX(0847)51-4664
 (府中支店)府中市府中町190-56
 TEL(0847) 43-6644 FAX(0847)40-1523
 (神石高原支店)神石郡神石高原町上2705-1
 TEL(0847) 89-3810 FAX(0847)89-3811

浄化槽維持管理、清掃、施工、補修
 ●一般・産業廃棄物収集運搬
 ●仮設トイレのレンタル
 ●貯水槽清掃、給排水管清掃
 ●排水管のつまり除去
 ●処理施設の維持管理

- 発行にあたって 1
- もくじ 2
- 目的別もくじ 4

神石高原町ガイド 6

- 神石高原町の概要 6
- 神石高原町役場新庁舎の特徴 8
- 神石高原町立病院
移転新築事業 12
- 定住支援 14
- 神石高原町MAP 16
- 年中行事 18
- 町の特産品 20
- 油木地区 22
- 神石地区 24
- 豊松地区 26
- 三和地区 28
- 神石高原町 観光キャラクター・
ふるさと大使 30
- 行政ガイドINDEX 31

救急・防災 32

- 消防・救急 32
- 防災ガイド 33

届出・証明 36

- 届出 36
- 印鑑登録 37
- マイナンバーカード
(個人番号カード)制度 37
- パスポート 38
- 各種証明書発行 38

税金 39

- 税金の種類・納期について 39

保険・年金 40

- 国民健康保険 40
- 後期高齢者医療制度 41
- 国民年金 42

福祉・健康 44

- 介護保険制度 44
- 介護保険サービス 45
- 介護予防・日常生活支援総合事業 46
- 高齢者福祉 46
- 障害者福祉 47
- 健康づくり 48
- 神石高原町立病院 48
- 神石高原町立神石へき地診療所 48

広告

仕出し・お料理・寿司・弁当など
 ご相談ください

仕出し
有限会社 八軒
 神石高原町階見 68
F兼 (0847) 85-2926

資源をつなぐ。地域とはぐくむ。
Kakogawa
 産業廃棄物処理 / 収集運搬

株式会社かこ川商店
 福山市神辺町川南 636-1



子育て・教育 49

- 子育て支援 49
- 子どもの予防接種 51
- 保育所・幼稚園 52
- 教育 54

暮らし・環境 55

- ごみ 55
- 上水道 57
- 農業集落排水(下水道) 58
- 犬の登録・狂犬病予防注射 59
- 犬・ねこを飼うときのマナーについて 59
- 斎場 60
- 墓地の設置・増設・廃止・改葬 60
- 町営住宅について 60
- かがやきネット 60
- 土地利用について 61
- 建築確認申請・建築工事届について 61
- 建築リサイクル法について 61
- 町道・河川について
〈町道・普通河川の管理〉 61
- 農道・林道について
〈農道・林道の管理〉 61
- 工事・占用許可について
〈道路・普通河川の工事または占用〉 61

- 公用廃止について 61
- 屋外広告物の設置許可申請について 61
- 伐採および伐採後の造林の届出制度について 61
- 農地について 62
- 森林の所有者届出制度について 62
- 住民自治・自治振興会について 62

議会・選挙 63

- 町議会のしくみ 63
- 選挙権 63

主な公共施設 64

生活ガイド 65

※生活ガイドは、暮らしに役立つ情報を掲載しており、有料広告ページとなります。

- 医療機関案内 65
- 住まいの豆知識 66
- 愛車の健康法 68
- 葬儀とお墓の豆知識 70
- 神石高原商工会 71

広告

追加彫刻 ¥38,500(税込)
よりお受けいたします。

お墓の建立・整理・移設
クリーニング・リフォームなど
何でもご相談ください。

1級お墓ディレクターのいる店
(認定番号:08-100067-00)
〈石材・設計・施工〉

丸和石材(株)
イシ ミナマルワ
☎0120-14-3708
〒720-0017
広島県福山市千田町2丁目49-1
TEL(084)961-1237 FAX(084)955-9332
E-mail : s.ariki@maruwasekizai.jp
ホームページ : http://maruwasekizai.jp

神石高原町上下水道指定工事店
水道施設業・浄化槽設備工事業

住宅リフォーム・LPガス
太陽光発電・不動産

フジタ住設

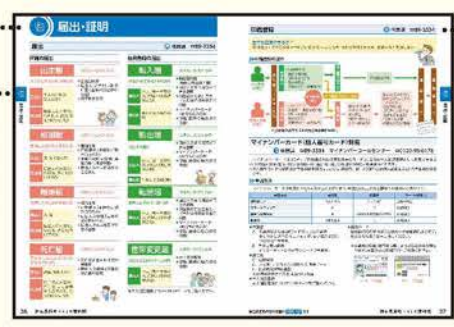
神石高原町井関 2732-2
☎ 85-3356
FAX 85-3421

ユニバーサルデザインでみんなが快適に

「ユニバーサルデザイン」とは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がい、身体的能力などの違いにかかわらず、どの人にとってもわかりやすく、利用しやすく設計(デザイン)された空間や建物、製品などのことをいいます。



ピクトグラム
色弱者の方に
配慮した
ユニバーサル
デザインカラー



読みやすく、
誤読されにくい
ユニバーサル
デザインフォント





こんなとき、
どうするの？

目的別もくじ

広告

自然と車の調和が
私たちの願いです

Nature and car together
in harmony is our aim.

コーシン
オート  KOSZOM

(本店) 神石郡神石高原町上1170
TEL 0847-85-4114
FAX 0847-85-4118

(井関店) 神石郡神石高原町井関2589-3
TEL 0847-85-3474
FAX 0847-85-3474

クルマ以外でも、
困ったことがあれば
なんでも
ご相談ください!

- ・窓の修理 ・網戸・障子の張替え
- ・庭の剪定 ・草刈り ・害虫駆除
- ・雨戸、溝の修理 etc.



なんでも ネットワーク 困ったことがあれば

TEL.0847-85-4114

- P36. 出生届
- P40. 国民健康保険
- P49. 母子健康手帳

- P49. 乳幼児(こども)医療費
- P51. 予防接種
- P52. 保育所・幼稚園

誕生



育児



戸籍の
届出・各種登録は、
役場へ届け出て
ください



赤ちゃんが
生まれたら P36. 出生届

生まれた日から14日以内に届出

結婚したら P36. 婚姻届

届け出た日から効力

家族が
亡くなったら P36. 死亡届

死亡の事実を知った日から7日以内に届出

必要な方 P37. 印鑑登録

老後



壮年



- P41. 後期高齢者医療制度
- P42. 国民年金
- P44. 介護保険
- P46. 高齢者福祉

- P39. 税金
- P40. 国民健康保険
- P42. 国民年金
- P48. 健康づくり





緊急時

P32. 火災 P33. 防災



P53. 学童保育

P54. 小・中学校

P54. 就学援助制度など

P40. 国民健康保険

P42. 国民年金

教育



成人



引っ越ししてきたら

P36. 転入届

引っ越ししてきた日から14日以内に届出

町外へ引っ越ししていくとき

P36. 転出届

引っ越し日の約14日前から届出

町内で住まいが変わったら

P36. 転居届

引っ越しした日から14日以内に届出

引っ越しに
関する届出



生活



P55. ごみ

P57. 上水道

P58. 下水道

P64. 主な公共施設

結婚



P36. 婚姻届

P36. 戸籍

P36. 住民登録

知りたいときに
すぐ見つかる!



広告

身近で親しまれるJA
JA福山市
<https://www.jafukuyama.or.jp/>



神石高原支店
神石高原町小島2257番地1 TEL 0847-85-4140
油木支店
神石高原町油木乙1943番地11 TEL 0847-82-0306
神石出張所
神石高原町福永1607番地 TEL 0847-87-0200
豊松出張所
神石高原町下豊松852番地1 TEL 0847-84-2201
神石高原グリーンセンター
神石高原町小島2206番地 TEL 0847-85-2511

全農墓石取扱店
■墓石・建築石材・石工事全般■



石のオカダ

建設業広島県知事許可(般-4)26862

〈東城支店〉

〒729-5121 庄原市東城町川東 1133-1

TEL (08477) 2-0987

〈本社〉

〒721-0955 福山市新瀬町 5丁目 4-39

TEL (084) 953-3224

0120-84-1113

石のオカダ 検索

安心・安全・信頼をお届けします
TOTAL CAR COORDINATE SHOP

PROSPER

タイヤショップ プラスパ

愛車のドレスアップは お任せ下さい

タイヤ・アルミホイール・マフラー・エアロパーツ・
オーディオ・各種カー用品

①確かな技術 ②安心価格 ③アフターサービス

■営業時間 / 平日 10:00~12:00 / 13:00~19:00

日・祝日 10:00~12:00 / 13:00~18:00

■定休日 / 水曜日・木曜日

TEL 084-960-0188

FAX 084-963-5181

福山市神辺町新徳田2丁目254

IP-Phone 050-3385-6903

http://www.prosper-ts.co.jp

info@prosper-ts.co.jp

車のドレスアップ初めての方
女性の方お気軽に御来店下さい



神石高原町 の概要





▶ 町の位置と地勢



本町は、広島県の東部に位置し、北は庄原市、南は福山市、東は岡山県、西は府中市と接しており、面積は381.98km²です。中国山地が広島県東部で南に張り出した高原地形の中に位置しており、標高は400～500mとなっています。

▶ 人口・世帯数 (令和4年4月1日現在)

 総人口 **8,419** 人

 世帯数 **3,864** 世帯

▶ 町の歴史

本町は、大化の改新の際、国府による郡制が敷かれたことにより発足しました。

享保2年から幕末までの150年間、神石郡は分割統治され、幕領と豊前中津藩(現大分県中津市)の所領でした。中津藩は神石郡37か村中22か村、甲奴郡12か村、安那郡2か村を領とし、備後地方の代官所を小島(三和地区)に置きました。嘉永5年には、古川村(神石地区)を除く上豊松ほか14か村が、福山藩領に編入されました。

明治4年の廃藩置県により、神石郡は倉敷県に属し、後に深津県に属しました。その後、新たに小田県と改正し、明治8年には岡山県と合併しましたが、翌年の明治9年には岡山県から分離し、広島県との合併を行いました。

明治11年の郡区編制法を期に、郡役所を小島(現在の役場旧庁舎付近)に置き、郡内の統制を行いました。

明治22年の村制施行により、各小村は合併等を行い神石郡は30か村となり、明治32年には郡役所を油木地区に移し、統制を図りました。

以後、神石郡内の各地で合併が行われ、昭和34年に油木町、神石町、豊松村、三和町の4町村の体制となりました。

その後、4町村で神石郡広域事務組合を設立し、ごみ、し尿の処理、斎場の運営、介護保険の運営等の広域行政を推進してきましたが、地方分権の推進、行財政改革、日常生活圏の広域化に対応した合併への協議を進め、平成16年11月5日、4町村が合併して「神石高原町」が誕生しました。



神石高原町 フォトギャラリー

Jinsekikogen Town
Photo Gallery



しゃくなげの里



▶ 神石高原町民憲章

神石高原町は、豊かな自然と環境に恵まれた源流の里であり、ここに住む人々が、生き生きと安心して暮らせることをまちづくりの理念とし、人と自然が輝く高原のまちをめざして、ここに町民憲章を定めます。



1. みんなで 人(じん)生を楽しもう

自らの教養を高め、スポーツやレジャーを通じ、仲間づくりに努めます

1. みんなで 責(せき)任を持とう

健やかな子育てに努め、お互いの人権を大切にします

1. みんなで 行(こう)動しよう

文化の発展や自然保護に取り組み、連携して活力ある町をめざします

1. みんなで 元(げん)気に暮らそう

働くことに誇りを持ち、健康で生活できるまちづくりに努めます

1. みんなで 挑(ちょう)戦しよう

あらゆる交流を通じ、新たな挑戦による町の活性化を図ります

| 庁 | 舎 | 案 | 内 |



▶ 神石高原町役場 本庁

〒720-1522 神石高原町小島1701番地

TEL 0847-89-3330(代)

FAX 0847-85-3394



▶ 油木支所

〒720-1812

神石高原町油木乙1858番地

TEL 0847-82-0211(代)

FAX 0847-82-0406



▶ 神石支所

〒729-3511

神石高原町高光2559番地

TEL 0847-87-0211(代)

FAX 0847-87-0340



▶ 豊松支所

(とよまつ総合センター内)

〒720-1704

神石高原町下豊松741番地

TEL 0847-84-2211(代)

FAX 0847-84-2463

広 告

カイハラ産業株式会社
三和工場
神石高原町上1333-1
TEL.0847-85-2811
FAX.0847-85-2878

仕事を発注される皆様へ
高齢者の社会参加をめざして
豊かな知識と経験を活かして
お手伝いします。

公益社団法人
神石高原町シルバー人材センター
〒720-1812 神石高原町油木乙2016番地2
TEL.89-0121 FAX.89-0138

神石支所 神石高原町高光 2559
TEL.89-4081 FAX.89-4077

三和支所 神石高原町小島 1748
TEL.85-2500 FAX.85-2500

豊松支所 神石高原町下豊松 741
TEL.84-2267 FAX.84-2267

LPガス・ガソリンスタンド
建築工事・住宅設備・電力販売
空調・不動産

神石高原町上下水道指定工事店
広島ガス住設 株式会社
三和営業所
神石高原町小島2784-1
☎ 0847-85-2021
FAX 0847-85-3940

近日中 コインランドリー オープン!

神石高原町役場新庁舎の特徴

2021年10月14日、まちの新しい拠点として、神石高原町役場新庁舎がオープンしました。これまで分庁となっていた保健福祉課、子育て応援課、地籍調査室、教育課(教育委員会)を新庁舎内に集約し各階をワンフロア構造とすることで、諸々の手続きがスムーズに行えることを目指していきます。

また、大きなガラス窓を多用して採光性を高め、十分な広さの通路と相まって、明るくゆとりある設計となっています。



POINT 01 住民の安心・安全を支える庁舎

災害時に対策本部を置くため、停電や上下水道が遮断された場合でも拠点機能を維持できるように、非常用発電機や地下貯水槽、汚水貯留槽、マンホールトイレを設置できる排水桝などを設けています。



POINT 02 住民サービスを効率よく提供できる庁舎

中央に南北を貫く軸線を設け、保健福祉センター、大会議室等の複数の機能に対するゾーン分けをしています。中央部分にトイレ等の共用部を設けてコンパクトにまとめています。



POINT 03 住民参加・住民交流を促進する開かれた庁舎

町民の交流スペースとして町民ロビーやキッズコーナー、カフェスペースを設けています。また、町民ロビーにはフリーWi-Fiも設置し、住民が積極的に利用したくなる庁舎となっています。



広告

山を崩し、岩を砕き 集められた小石たちが
道を造り、街を創る。



神石砕石株式会社

砕石業

産業廃棄物
収集 運搬

処分業

生コンクリート用砕石・道路用砕石・再生砕石
砂(リサイクル製品登録済)・産業廃棄物収集運搬、処分業
一般貨物自動車運送業・建設発生土の再資源化事業

本社 神石郡神石高原町油木乙2020
事務所 神石郡神石高原町油木甲7230-1

TEL:0847-82-0843

URL:https://www.jinsekisaiseki.jp



POINT 04 町内産木材の活用

1階の町民ロビー、ミーティングルーム、カフェスペースなどの間仕切壁や仕上材として木材を活用しています。また、町民ロビーボックスや2階の応接室などに配置した櫛の家具や別棟となる備蓄倉庫には町内産木材を使用しています。



POINT 05 機能的で誰もが利用しやすい庁舎

屋根付きの思いやり駐車場や車寄せを設け、悪天候時にも誰もが利用しやすい庁舎です。また、バリアフリーだけでなくユニバーサルデザインにも配慮しています。



POINT 06 環境に配慮した庁舎

深い屋根庇を設け、周囲には積雪対策・外壁の汚れ対策となるバルコニーを設け、西側には縦ルーバーで日差し対策をする等、設備だけに頼らない自然の理に合うデザインで、基本的な熱負荷とランニングコストの低減を図ります。



POINT 07 将来の変化に対応できる経済的な庁舎

PC鋼線を用いたRC造としてロングスパン構造体とし、社会情勢の変化や組織の改編に柔軟に対応できるよう仕切りや壁を極力設けない「オープンフロア」を採用しています。また、節水型トイレや調光制御のLED照明、全熱交換器による換気設備を採用し省エネに努めています。



広告

ガソリンスタンド
電気工事 水道工事

株式会社
渋谷商店

神石高原町近田 1757-10
TEL.(0847)82-0311
FAX.(0847)82-0312

横山百貨店
皆様の暮らしに奉仕する



TEL: 0847-85-2719
FAX: 0847-85-2644
神石郡神石高原町小島2085-1
E-mail:katem@sky.kagayakinet.ne.jp

鉄骨の組立・溶接・塗装ライン



全国鉄構工業協会認定工場



内田鉄工建設(株)
神石郡神石高原町階見 1235-1
TEL 0847-89-3680(代)
FAX 0847-89-3681

健康づくりの拠点となる保健福祉センターは、畳の香りと木のぬくもり溢れる設計となっています。

加えて、保護者や子どもに寄り添い、安心して子育てできる環境を提供します。



新庁舎フロアガイド

1 会計課

公金の収受など

2 住民課(地籍調査室)

町民税、固定資産税、軽自動車税、税証明、戸籍・住民票、転入・転出、パスポート、マイナンバーカード、地籍調査など

3 保健福祉課(福祉事務所)

健診、高齢者予防接種、介護保険、高齢者総合相談、障害者福祉、生活保護、国民健康保険、後期高齢者医療など

4 子育て応援課

ネウボラ、母子健康手帳交付、予防接種、子ども家庭相談、子どもの各種手当、ひとり親家庭手続きなど

5 環境衛生課

上下水道、ごみ、し尿、動物愛護、墓地など

6 保健福祉センター

子育て世代包括支援センター「にじいろ」、地域子育て支援拠点「おひさま広場」、「フードバンク」、「学習生活支援」、「健康相談」



広告

サッシ・ガラス・建具・バスルーム・キッチン・洗面・トイレ・外壁・エクステリア
★★住まいのリフォーム、家電・電化製品も承ります。★★

LIXIL FC

マドリエ

マドリエ神石高原

(有)広島サトウトーヨー住器

神石高原町小島2761-1

EDION
エディオン

TEL 0847-85-3934 FAX 0847-85-3935 家電のファミリーショップ エディオン

<http://www.lixil-madolier.jp/5000256/>

庁舎概要

| | | | |
|------|---------------|------|--------------|
| 所在地 | 神石高原町小島1701番地 | 建築面積 | 2,458.08㎡ |
| 延床面積 | 4,551.24㎡ | 構造規模 | 鉄筋コンクリート造 2階 |
| 敷地面積 | 9,656.99㎡ | 総事業費 | 約25億円 |



2F

1 総務課(選挙管理委員会)

入札, 契約, 消防, 防災, ふれあいタクシー, 職員採用など

2 政策企画課

広報, 統計, 秘書, 各種計画など

3 未来創造課

デジタル推進, 企業誘致, かがやきネット, 協働のまちづくり, 定住支援, 消費者行政, 社会教育など

4 産業課(農業委員会, 土地改良区)

農業, 林業, 畜産振興, 有害鳥獣対策, 農地保全, 利用権設定, 商工, 観光など

5 建設課

町道等維持管理, 町営住宅, 道路占用・改築など

6 教育委員会 教育課

学校教育, 文化財など



広告

全メーカー・全車種 取り扱い店
車のことなら何でもおまかせください!

有限会社 **ガンフオートサービス**
神石郡神石高原町小島1519-1
TEL 0847-85-3355

雑草・雑木にお悩みの方

お気軽にご相談ください
法面保護工事

防草・崖崩れ防止に効果的です!
モルタル吹付

(施工例) (施工例)

法面保護工事・土木一式工事
Suntec 有限会社 サンテック
代表取締役 田辺 博司
神石郡神石高原町小島1533
【㈲サンフオートサービス内】
TEL (0847)85-3355
携帯番号 080-1636-9142
TEL (0847)85-5060

神石高原町立病院移転新築事業



神石高原町ガイド

昭和46年10月に改築された旧町立病院の西病棟は老朽化が激しく、また耐震調査の結果、耐震基準を満たしていないことが判明したため、保健福祉センター周辺に新たに建設することを決定し、建設工事を進めて参りましたが、この度完成し開院の運びとなりました。



安全性を高め医療設備が充実した、
地域医療の核となる病院

外観デザインコンセプト

Design concept

- 伸びやかな水平ラインを強調するとともに、等間隔に配置した柱によって、陰影のある外観デザインとしました。
- 1階の外壁をタイル張りとして「基壇」を構成することで、病院としての安定感や安心感を表現しました。
- 柱と梁による彫りの深いデザインとすることによって日射を遮蔽し、病院内への熱負荷を低減した環境配慮型の外観デザインとしました。
- 2階、3階を西側に後退させ、駐車場およびバイパス側に圧迫感を与えない形態としました。



広告

プロのお掃除を依頼したい時
まずはLINEで簡単にご相談ください！



LINE公式アカウント 個人向けお片づけサービス



TASCAL

タスカル
株式会社かこ川商店
福山市神辺町川南636-1



神石高原町
フォトギャラリー

Jinsekikogen Town
Photo Gallery



有木田舎体験

病室のデザインイメージ

Design image

- 床、腰壁には、木調仕上材を用い、療養空間として大切な「落ち着き」や「安らぎ」を感じられる、温かみのある空間としました。
- 患者さんはベッドで寝た状態で過ごす時間が長いいため、視界に入る天井面は石膏ボードにEP-Gを塗装したものを採用し、フラットですっきりとした仕上としました。
- ベッドに寝た状態からでも外の景色が楽しめるように、窓の高さを低く設定しました。
- 外壁側に大きな開口部を設けることで、柔らかな自然採光を取り入れることができ、明るい室内空間を創りました。



1床室の内観



4床室の内観



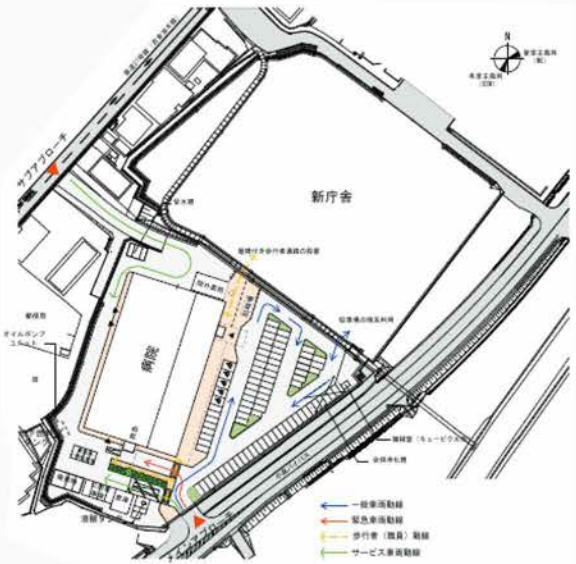
神石高原町ガイド



2 東
スタッフステーション
専門の職員が常駐する
スタッフステーション



1階総合受付
受診の受付を行う



所在地

神石高原町小島1709番地3 神石高原町役場新庁舎隣接地

広告



水回りのリフォーム工事のこと

小さいことから
まあまあ大きなことまで!
ちょっと相談してみてください。



ヤマテツライジング 🔍 検索



井戸ボーリング工事のこと



広島県知事許可
神石高原町上下水道指定工事店
井戸ボーリング工事店

株式会社 ヤマテツRising
(ライジング)

神石郡神石高原町上2610
☎0847-85-2157

定住支援

神石高原町定住促進事業のご案内

(注)定住支援制度は、一部を除き令和2年度から令和6年度までです。申請手続きなど、詳しくは各課担当窓口までお問い合わせください。

出会いから結婚



結婚のための出会いの場を企画・実施する個人または団体等へ、最大10万円を支援します。

結婚活動支援
最大10万円

新婚定住祝い金
10万円分の
こづげん通貨

新婚さんの仲人さん
3万円分の
こづげん通貨

新婚の夫婦にこづげん通貨10万円相当額、新婚の夫婦の仲人にこづげん通貨3万円相当額を支給します。

問 未来創造課 ☎ 89-3332



子育て家庭の支援



1歳誕生日祝い金
20万円
(うち、10万円は
こづげん通貨)

1歳の誕生日を迎えられたお子さんの保護者に祝い金20万円(うち、10万円分はこづげん通貨相当額)を支給します。

小中学校入学祝い金
10万円分の
こづげん通貨

小学校入学1年生・中学校入学1年生の児童・生徒の保護者にこづげん通貨10万円相当額を支給します。

問 子育て応援課 ☎ 89-3368

満18歳の年度末まで、自己負担額は1つの医療機関ごとに通院は月に4日、入院は月に14日まで1日500円。それ以降は無料です。

こども医療
1日500円

問 保健福祉課 ☎ 89-3335

幼稚園、保育所の保育料実質無償化(第2子から)

保育料国基準の
50%以下

さらに
保育料実質無償化
(第2子から)

問 子育て応援課 ☎ 89-3368

広告

総合建設業

株式会社

川上建設

代表取締役 川上 保隆

神石郡神石高原町井関 2143-1

TEL 0847-85-2121
FAX 0847-85-2225

生コンクリート製造業

JNK

神石生コンクリート 協同組合

TEL (0847) 82-0066
FAX (0847) 82-2974

〒720-1812
神石高原町油木甲 2885-5

土木一式工事・舗装工事

横山建設 株式会社

本社
神石高原町小野1192
TEL(0847)83-0341(代)

豊松営業所
神石高原町下豊松898
TEL(0847)84-2071

田舎暮らし, 応援します。

出会いから結婚, 出産, 子育て, 教育, 住環境まで, 切れ目のない支援をします。



家族の暮らしをバックアップ

子育て世帯・新婚世帯・新規転入者, 3世代同居・近居世帯が, 町内に住宅を取得する費用(新築・購入)の一部を支援します。

【対象住宅】

自ら居住するための住宅で, 玄関・台所・トイレ・浴室・居室を備え, 住居として利用上の独立性を有するもの。(住居と店舗の併用住宅の場合は, 居住部分の面積が延床面積の2分の1以上であること。)

【助成額】

- 1 基本補助金: 20万円
- 2 加算補助金

①町内の工務店等で建築された新築住宅を取得する方: 70万円 ②子育て世帯, 新婚世帯の方: 30万円 ③町外から転入された方: 30万円 ④3世代同居・近居世帯の方: 50万円
※ただし, 中古住宅取得の場合で, 取得価格が補助金額に満たない場合は, 取得価格を補助金額とし, 千円未満の端数は切り捨てます。

問 未来創造課 ☎ 89-3332

子育て世帯等の
住宅取得支援
最大
150万円

住宅を新築された方を対象に, 住宅に係る固定資産税の2分の1相当額を5年間奨励金として交付します。

問 未来創造課 ☎ 89-3332

固定資産税
最大5年間半額

住宅空き家
改修の支援
最大
50万円

空き家情報バンク登録物件を購入または賃貸した移住者, 自宅を改修するUターン者, 新婚定住者等が自宅を改修工事する場合に改修工事費の一部を支援します。

空き家 情報バンク

売りたい・貸したい人の空き家・空き地の情報収集と, 神石高原町へ住みたい・家を借りたい人への情報提供を行っています。空き家・空き地を売ったり, 貸したりしたいという方は, 町の「空き家情報バンク」へ登録されるとホームページなどで利用希望者に情報を提供します。

新規転入世帯, 新婚世帯の方で「かがやきネット」に新たに参加される方に設置工事費分のこうげん通貨5万円を支給します。

問 未来創造課 ☎ 89-3332

移住される方が
CATVに加入
される場合
5万円

空き家活用 10万円

神石高原町への移住を希望している方へ, 空き家を提供した空き家所有者を支援します。

問 未来創造課 ☎ 89-3332

家財道具を撤去する場合に撤去費用の一部を支援します。
(注)必ず撤去前の申請が必要です。

問 未来創造課 ☎ 89-3332

空き家家財撤去処分
最大**20万円**

薪ストーブなどを設置する費用の3分の1(上限10万円)を補助します。

浄化槽の設置 助成

浄化槽を設置する費用の一部を補助します。(農業集落排水処理施設の処理区域外で, 住宅に浄化槽を設置する方)
5人槽: 31万1千円
6~7人槽: 37万6千円
8~10人槽: 48万7千円

問 環境衛生課 ☎ 89-3336

薪・ベレットストーブ購入
最大**10万円補助**



広告

産業廃棄物 中間処理・収集運搬
土木工事・解体工事・神石高原パーク



(株)中国開発

府中市上下町小塚659

TEL(0847)62-4584
FAX(0847)62-2592

〈神石ecoファーム〉

神石郡神石高原町井関5706-2

TEL(0847)85-2242
FAX(0847)85-2242



毎日が楽しくなる!!

ケーブルテレビ

- ▶町内全域で「高速インターネット」をご利用いただけます。
- ▶「多チャンネルサービス」は, 地上デジタル放送・BSの他, CS放送(34チャンネル)をご視聴いただけます。

〒720-1812 神石高原町油木乙1944-2

神石高原かがやきネット

株式会社ケーブル・ジョイ
TEL.0847-89-0012



デジタル家電から

太陽光まで

一步進んだ

くらしの

おてつだい

パナソニックの店

カワカミ電化

神石高原町上2610-1

TEL(0847)85-3958(F兼)

神石高原町 MAP



神石高原町ガイド



神石高原町を
もっと楽しもう



広告

中国電力認定工事店
家電販売・電気・水道工事

リフォーム
 住宅設備工事

(有)三上電機

神石高原町福永1493-6
☎ 87-0089
FAX 87-0358

事業内容
 立木売買・支障木伐採・危険木伐採・薪販売
 育林事業その他林業一式
 山林のことならお気軽にご相談ください。

株式会社 イトー
 FOREST
 代表取締役 伊藤昭文

広島県神石郡神石高原町相渡1780番地
☎ 0847-86-0778





新庁舎

令和3年10月開庁



旧庁舎



広 告



神石高原町ガイド

旧町立病院



新町立病院

令和4年5月 開院



小畠バイパス開通



令和元年3月、三次市から府中市を經由し神石高原町を結ぶ主要地方道吉舎油木線小畠バイパスが開通しました。

広 告

SANWA

有限会社 三和交通タクシー

神石郡神石高原町小畠682-1

営業時間 7:15~19:00

本社 小畠営業所 **TEL:0847-85-3082**

油木営業所 **TEL:0847-82-0301**

時間外の「宅下寝台車・霊柩車」のご依頼は **090-7992-1818** までお問い合わせ下さい。

清

素材生産・チップ工場

清川木材有限会社

代表取締役 清川 勲

〒720-1621 神石郡神石高原町李229

TEL (0847)82-2411

FAX (0847)82-0433

75

未来にはばたく

地域に貢献し続けます！
子育てを支援します！

建設業・宅建業・不動産賃貸業

児玉建設株式会社

神石郡神石高原町小畠2258

TEL (0847)85-2308

FAX (0847)85-3922

いのちをいつくしむ場所

Jinsekukogen Tiergarten

神石高原ティアガルテン

神石高原町上豊松 72-8

TEL 0847-82-2823

<http://jinsekikogen.com>

木材製材

有限会社 **竹中製材所**

〒720-1415 広島県神石郡神石高原町階見1112

TEL .0847-85-3309

FAX.0847-85-3309

乳白色のお湯
お肌つるつる

神石高原温泉

美肌の湯

AM 10:00 ~ PM 9:00 定休日 毎週火曜日

神石高原町井関 1282

☎ 0847-85-3553

HOSOI

不動産の鑑定評価

株式会社 **ホソイ鑑定**

細井資伸
代表取締役 不動産鑑定士

福山市若松町5番21号

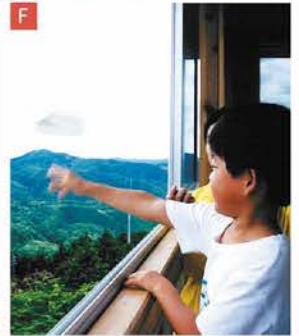
TEL 084-924-3305

FAX 084-924-1992



年中行事

賑わい創出



4月

車輪村 **A**

神石高原ティアガルテン

国定公園

帝釈峡湖水開き **B**

国定公園帝釈峡神龍湖畔

5月

仙養ヶ原ふれあい 春まつり週間

神石高原ティアガルテン

ビーフ天国 **C**

帝釈峡スコラ高原

6月

とよまつホテル祭り **D**

豊松基幹センター前駐車場

7月

ヒメボタルを観る夕べ

油木地区出佐谷

井関・大矢納涼 花火大会 **E**

三和地区上井関交差点付近

8月

トウモロコシを もぎ取って紙ヒコーキを 飛ばそうツアー **F**

とよまつ紙ヒコーキ・タワー

仙養ヶ原夏祭り

9月

帝釈峡スコラ神楽共演会

10月

帝釈峡スコラ 神楽共演会 **G**

帝釈峡スコラ高原神石コスモドーム

広告

農地管理・各種農作業請負・米穀販売
農業をトータルサポートします!



農業生輝法人 株式会社 **光末**
ヴィレッジホーム

TEL 0847-85-3153
FAX 0847-85-2775

神石郡神石高原町光末478
<http://www.vhm.jp/>



神石高原町 フォトギャラリー

Jinsekikogen Town
Photo Gallery



薪能



広告



宴会 歓送迎会 法事仕上げ 仕出し
 帝釈峡スコラ高原 無料送迎あり！
 神石高原町相渡2167 TEL(0847)86-0535

10月 仙養ヶ原秋の味覚祭り
 神石高原ティアガルテン

帝釈峡スコラ高原
 クロスカントリー大会 H
 帝釈峡スコラ高原

とよまつふれあい
 フェスティバル I
 豊松小学校グラウンド周辺



さんわふるさとフェア J
 神石高原町役場周辺

ゆきふるさとまつり K
 油木シルトピアセンター

1月 新春子供神楽共演会
 (くるみふれあいプラザ)

3月 幸運仏御縁日
 幸運仏



広告

山岡通商株式会社
 代表取締役 山岡弘樹

一般貨物運送事業・利用運送事業

(本社)〒720-1413 神石郡神石高原町父木野2451-4
 TEL:0847-89-3001 FAX:0847-89-3002
 携帯:080-1943-2686

(物流センター)神石郡神石高原町小島188-187番2
 TEL/FAX:0847-85-2244



「何でも気軽に
 相談できる組合」

を目指します。

両備信用組合
 三和支店

TEL(0847)85-2319
 神石郡神石高原町小島 2156 番地 1



神石高原町ガイド

町の

特産品



黒毛和牛

とろけるような柔らかさの黒毛和牛は、神石牛として、人気を誇っています。また、徹底した肥育管理により安心・安全で高い品質を確保しています。



神石高原町
グルメの
王様!

豊かな自然に、澄んだ空気、おいしい水。いい農作物が育つための条件をすべて満たした神石高原町には、質のいい特産品が盛りだくさん!

地元素材の
素朴な
味わい



こんにやく

神石高原特産のコンニャクイモを使用した、懐かしくて素朴な味は手作りこんにやくならでは。さしみこんにやく、玉こんにやく、こんにやくラーメンなど色々な種類があります。



地酒

町内では1軒の酒蔵があります。



松茸

言わずと知れたきのこの王様。神石高原産は香りもよく、秋を感じる一品です。



しいたけ

地元の原木を使い、植菌から摘み取りまで自然と二人三脚で育てられています。

広告



享保元年(1716年)創業
豊かな自然が醸した清酒
お中元・贈り物に...神石高原町の地酒
三輪酒造株式会社
神石高原町油木乙 1930
☎ **82-0630**
FAX **82-0423**



神石の特産品と 乾し椎茸のお店

乾し椎茸、乾物ギフト、きくらげ、とうがらし
和牛肉、こんにやく、その他神石特産品

<http://shop.jinseki.co.jp/>
E-mail jinseki_hp.shop@jinseki.co.jp

神石物産株式会社

〒720-1812 神石高原町油木乙1130番地3
TEL 0847-82-0114 FAX 0847-82-0466



(株)入江ミート

神石郡神石高原町油木甲3125-5
TEL・FAX **0847-82-2567**



辛うてごめん

新坂という地域で生まれた昔ながらの唐辛子の佃煮。辛さの中に田舎の懐かしさと旨さがあります。



生姜

栽培地域を限定し、農薬を原則使用しないため、安全・安心な生姜です。辛味が強く、土臭さがなくさっぱりとした味です。



さまざまな料理によくあいます

広告



神石高原町ガイド



Morioka

蒟蒻原料問屋

株式会社森岡商店



蒟蒻・切花・生花

株式会社森岡農園

神石高原町近田 797 番地

☎(0847)82-2448

☎(0847)82-2310

FAX(0847)82-0443

[URL] <http://www.kk-morioka.co.jp>

ゆず

調味料や薬味としてはもちろん、ジュースも人気です。



素材の風味が生きてます



ぶどう(ニューピオーネ)

神石高原町で生産されるピオーネは、他の産地より出荷時期が遅いこと、着色や品質に優れることが高く評価されています。



トマト

「豊」とまと」というブランド名で、広島はもとより関西の市場でも高い評価をいただいています。加工品のケチャップやトマトジャムも人気。

神石高原町産の
完熟トマトで
つくりました。



㈱神石高原農業公社

(本社) 神石高原町中平 5015-1

TEL 84-2383 FAX 84-2273

(三和営業所) 神石高原町常光 5011-5

TEL・FAX 85-4550

広告

ぶどう狩り・直売・発送

ニューピオーネ・シャインマスカット
ブラックビート・BKシードレス・マイハート・雄宝



はら農園

〒720-1812 広島県神石郡神石高原町油木甲612

TEL 0847-82-0710

<http://hara-nouen.jp>



神石高原町のおふくろの味
山里の餅 やまうち
やまさと もち

広島県神石郡神石高原町小島1444
TEL&FAX 0847-85-2862 (受付/9:00~17:00)

岡本の
梓つき餅

神石高原
じんせきこうげん
梓つき餅



(有) 岡本餅店

神石郡神石高原町木津和1161-2
Tel.0847-85-3222 Fax.0847-85-3341

古の歴史に思い巡らす地

油木地区



神石高原町ガイド

歌の御堂・清水

みどう

かの西行法師が、権現山の峠の上、湧き出る泉で口の渴きを潤し、傍らに立つ辻堂で旅の疲れを癒したことで、「手にむすぶ岩間の清水底澄みて行きかふ人のかげも涼しき」と有名な一句を残しました。そのことからこの地を、「うたの泉」、「うたの御堂」と呼び、今現在も多くの人に語り継がれています。



シルトピアカレヅ図書館

図書、CD、DVD、雑誌、紙芝居、新聞などの資料があります。資料を借りるときは、利用者カードが必要です。

各協働支援センター・さんわ総合センターでも図書などを借りたり返したりすることができます。



神石高原町 フォトギャラリー

Jinsekikogen Town
Photo Gallery



東油木地区田植え交流会

西川化石館

油木のいちば地区で酒屋を営まれていた西川功氏が収集した化石が展示してあります。

神石高原町産の化石も世界中の化石もあるので、親しみとロマンを感じながら化石や地域の成り立ちを学ぶことができます。



神石高原町ガイド



ごんげんやま

権現山森林公園

油木の市街地の近くにそびえる標高678mの山です。頂上の展望台からは油木の町並みや遠くの山々も見渡せます。山頂付近は城跡で修験者が修行した場所としても知られ、八十八石仏めぐりのコースにもなっています。



ゆきひやくさいかん

油木百彩館

国道182号沿いの農産物直売所です。朝採れの新鮮野菜のほか、特産物のこんにゃく、椎茸、地酒など多くの品揃えをしています。また、毎月第4日曜日には油木高校のナマズ料理が食べられる高校生レストランも開催しています。



広告

天満屋福山店

商品券・記念品・仏事法要・各種内祝
天満屋 油木ギフトショップ

ちょっとしたプレゼントから、大切な贈り物まで、なんでもおまかせください。

〒720-1812 神石郡神石高原町油木乙2504-2
TEL:(0847)82-0238 FAX:(0847)82-2224

有限会社 スクラム

営業品目

- 事務用品・事務機器・スチール家具・木製家具
- 黒板・掲示板 製作・施工
- 消火器・消防設備販売・点検・施工
- 室内装飾設計・施工
- 郵便切手・収入印紙等販売
- 天満屋ギフト用品

本 社 〒720-0072 福山市吉津町10-3
TEL(084)959-6888 FAX(084)959-6999
神石支店 〒720-1812 神石郡神石高原町油木乙2504-2
TEL(0847)82-0238 FAX(0847)82-2224

絶景の宝庫

神石地区



おんばし
雄橋 (庄原市)

全長90m, 幅18m, 厚さ24m, 川底からの高さ40mの日本一の天然橋で, 国の天然記念物にも指定されています。



しんりゅうこ

紅葉の神龍湖

新緑, 紅葉の季節とその時々でさまざまに表情を変える原生林の彩りを湖面にそよ風に吹かれながらのんびりとお楽しみいただけます。

神龍湖遊覧船

神龍湖の各名所を音声で案内し, 約40分間遊覧します。春夏秋冬, 季節によって景色が変わります。特に, 秋は湖面に写る紅葉の景色が世界一きれいといわれています。



帝釈峡

日本5大名峡のひとつ

高さ100メートルを越す大絶壁や岩がくりぬかれた天然橋など, 水墨画のような風景が続いています。

国定公園



神石高原町 フォトギャラリー

Jinsekikogen Town
Photo Gallery



馬乗の滝



やたたずじょうし

矢不立城址公園

神龍湖を眼下に眺め周辺の風景は絶景。天文の頃、庄ノ二朗三朗の居城であったと伝えられています。



帝釈峡スコラ高原

全天候型多目的体育館「神石コスモドーム」、特産の神石牛、コンニャクなどを使った田舎料理のほか、屋外でのバーベキューも楽しめる「レストラン帝釈の里」、宿泊施設「スコラ高原荘」などグルメ、スポーツ、レジャーに、爽やかな高原リゾートを満喫できます。



セグウェイの
体験も
できます。



神石高原町ガイド



つかがたお

雲海の里(塚ヶ峠)

初夏から晩秋にかけて冷えこんだ早朝に雲海が見られます。特に、霧のよく出る秋ごろがおすすめです。限られた時間ですが、幻想的な風景が広がります。



かたくりの花

春を告げる花、かたくり。雪どけの渓谷にピンクの花が可憐に咲きます。新緑より一足早く新春の帝釈峡を彩ります。



ふれあいセンター ながの村

旧永野小学校の木造校舎を、宿泊交流施設としました。校舎の周辺には、神龍湖・幻の鍾乳洞・花面公園など見どころもいっぱいです。

広告



神石高原町 フォトギャラリー

Jinsekikogen Town
Photo Gallery



カヤック

土木・とび土工・管・舗装・造園

水道施設工事業・産業廃棄物収集運搬業

モノレール架設工事・伐採等業務

KG 有限会社 **小塩組**

〒729-3601

神石高原町相渡1688-1

TEL 0847-86-0138

FAX 0847-86-0137

E-mail : koshio-gumi@deluxe.ocn.ne.jp

新たな聖地

豊松地区



とよまつ 紙ヒコーキ・タワー

標高661m, 豊松の米見山(よなみやま)山頂公園の中央にそびえ立つ高さ26mのタワーで、紙ヒコーキを飛ばすためにつくられた世界でも珍しい施設です。このタワーの15m位置には360度を見渡せる展望台があり、遠くに大山や道後山, 比婆山連邦なども望めます。



幸運仏

縁結びや願い事の仏様として知れ渡り、現在では800組を超える縁談が成就し、年間およそ1万人が訪れる恋愛パワースポットとなっています。



恋人の聖地

NPO法人地域活性化支援センターが、全国の観光地域の中からプロポーズにふさわしいロマンティックなスポットを「恋人の聖地」として選定し、『とよまつ紙ヒコーキ・タワー』が中心施設として登録されました。

うおきりけいこく

魚切溪谷の滝

岡山県境にほぼ隣接する, 仁吾川上流の魚切溪谷です。広島県自然環境保全地域に指定されました。ピレッジハウス仁吾川のすぐ近くにありす。断崖を流れる滝「魚切の滝」と呼ばれています。



広告



これらの施設は、株式会社カスタムが運営しています！

JINSEKI **15** FARM
SINCE 2018



とよまつ
紙ヒコーキタワー

精密鑄造 ロストワックス 金属射出成形 MIM

形状・材質・強度、自由自在。
確かな技術でお応えいたします！

【営業所】

広島・東京・立川・北関東・名古屋
浜松・大阪・京都・九州

【本社・工場】

〒720-0004 広島県福山市御幸町大字中津原1808-1
TEL:084-955-2221 FAX:084-955-2065

CASTEM 
https://www.castem.co.jp/



ピースワンコジャパン ドッグラン



ドッグランは約6,000平方メートルと西日本最大級の施設です。森と芝と水場の3つのエリアに分かれ、各エリアで愛犬をノーリードで気ままに走らせることができます。併設の災害救助犬訓練センターではドッグトレーナーの訓練を間近に見ることができます。

ビレッジハウス仁吾川

にこがわ

明治時代の建築様式を残した旧有木小学校を宿泊施設として利用しています。歴史・木の温もりを感じる施設内は、野外学習、合宿などさまざまな用途で利用することができます。



神石高原ティアガルテン

神石高原ティアガルテンは命をはぐくみ育てる場所として、仙養ヶ原ふれあいの里が新たに生まれ変わった施設です。標高700mに位置する複合レジャー施設で、愛犬と泊まれるログハウスも完備。敷地内にはドッグランがあります。夜には天体観測も可能。(要予約)



一緒に
歩こうワン!

広告



Peace Wanko Japan

ピースワンコ・ジャパン * ワンコとヒトの幸せのために

たくさんの保護犬が里親さんとの出会いを待っています!

西日本最大級のドッグランで時間無制限に遊べます!



性格も容姿も個性豊かなワンコたちがたくさんいます。ペットを飼うことをお考えの方、ぜひ会いに来てください。施設見学もできます。

- 里親希望: 13時~16時受付
- 施設見学: 13時、14時、15時、16時~ご案内

3つのエリアのドッグランで、思いっきり走れます。

- 営業時間: 10時~17時(水曜定休、最終受付16時)
- 利用料金: 1頭850円、2頭目以降500円
- ※ 1年以内に狂犬病・混合ワクチンの予防接種を受けた証明書が必要です。

ピースワンコ・ジャパン

〒720-1702 神石高原町上豊松72-8
TEL/FAX 0847-89-0039
<http://peace-wanko.jp/>



peace winds
JAPAN

ピースワンコ・ジャパンプロジェクトは、特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンが運営しています。
<http://peace-winds.org/>

ドラマチックな聖地

三和地区

ほしのこやま

星居山森林公園

標高835mの星居山は、かつて孝徳天皇が流星を見るため滞在し、命名したとされています。公園内にはグラウンドなどアウトドア施設も充実しています。夜空を彩る美しい星を鑑賞したいならキャンプやバンガローでのお泊りもおおすすめです。豊かな自然に包まれての楽しい時をお楽しみください。



神石高原町ガイド

しまり

ふれあい平和サロン志麻利

広島県福山市出身で「黒い雨」の作者故井伏鱒二氏とモデルである故重松静馬氏との交流を今に伝える、井伏氏の直筆原稿や静馬氏にあてた手紙など貴重な資料約50点が展示されています。小説に登場する場所を巡る「ふれあい平和ロード」の散策や平和学習、お茶席(要予約)などもあります。



こうしんじ

光信寺の湯 ゆっくり

光信寺の湯ゆっくりは、四季折々の景色を楽しむ森の健康ランドです。豊かな自然に囲まれた露天風呂をはじめ9種類のお風呂とファミリー向けメニューから本格会席料理までお客様に喜んでいただける料理を準備しております。



つつじヶ丘公園

4月～5月ごろ、15,000本ものつつじ(ヒラドツツジ, サツキツツジ, コパノミツバツツジ)が公園全体をピンク色に染めます。また、井伏鱒二氏の作品「黒い雨」の一節が刻まれた文学碑があります。



神石高原町 フォトギャラリー

Jinsekikogen Town
Photo Gallery



ふきのとう



水仙



わんぱく トマトガーデン

道の駅さんわ182ステーションに隣接する公園です。特産品の「トマト」をシンボルとした巨大遊具で42mのローラー滑り台が人気です。幼児向けの遊具もあるので、小さな子供も安心して遊べます。



Jinsekikogen
Town

広告

広瀬建設有限会社

神石高原町階見 95 番地 1

TEL 0847-85-2727

三和環境開発株式会社

神石高原町階見 1254 番地 1

TEL 0847-85-3338

株式会社三和環境管理

神石高原町階見 1204 番地 2

TEL 0847-85-3338

有限責任事業組合

神石高原環境衛生組合

神石高原町階見 1254 番地 1

TEL 0847-85-3338



道の駅 さんわ182ステーション

ゆったりとした広い産直市では、その日に採られた新鮮野菜がズラリ！地元こだわった食材の他に手芸品や工芸品も勢揃いしています。

産直市の他「182CAFE」、「やまびこローソン」、「自然食レストラン高原の風」、「神石高原町観光協会観光案内所」、「わんぱくトマトガーデン」を併設し、買って、食べて、遊んで1日中楽しめます。

産直市場

営業時間：7:30～18:00 TEL.0847-85-2550

182CAFE

営業時間：9:00～17:00 TEL.0847-85-2550

やまびこ LAWSON 神石高原町店

営業時間：7:00～21:00 TEL.0847-85-2655

自然食レストラン 高原の風

営業時間：11:00～15:00 TEL.0847-85-3303

神石郡神石高原町坂瀬川 5146-2



神石高原町 フォトギャラリー

Jinsekikogen Town
Photo Gallery



道の駅さくら



ゆくくら
光信寺の宿

各種宴会 法要・同窓会・お祝い
等でご利用ください
●地元送迎 承ります

宿泊施設あり(和室22室完備)
グラウンドゴルフ場完備
神石高原町光信58-1

TEL 0847-85-4000

<http://www.yukkura-kohshinji.jp>



神石高原町 観光キャラクター

よん せん にん しゅう

四仙人衆

いにしえの時よりこの地で
修行に励みし四仙人, 見参!



こんにやく仙人

圧倒的な知識と経験で神石高原町を見守っている仙人のリーダー的存在。



神石牛仙人

荒っぽいが気は優しい。困難なこともやり遂げる。怪力でむちゃ振りにも強い。



トマト仙人

明るく前向きで情熱的。葉っぱで空を飛び情報収集が得意。弟子の中では一番のインテリ。



ピオーネ仙人

姉御肌, 新し物好きで新しいレシピの開発に余念が無い。おねえっぽいが芯は強い。



ふるさと大使

神石高原町の暮らしなら、ワタクシにおまかせを...



福本 ヒデさん

神石高原町古川出身。この町から羽ばたいて、現在はザ・ニューズペーパーの一員として活躍中。初代観光大使。



加藤 せい子さん

神石高原町油木出身。現在は、千道株式会社代表取締役として活躍。全国で神石高原町をPR中。



アントニオ ホゼ マカナンさん

ニュージーランド出身で外国語指導助手として活躍。帰国後の現在もJET絆大使(総務省)として、神石高原町と母国との友好の懸け橋として活躍中。



神石高原町
フォトギャラリー

Jinsekikogen Town
Photo Gallery



車輪村





Jinsekikougen Town

行政ガイドINDEX

さまざまな手続きや福祉, 介護のことなど 暮らしをサポートする行政サービスのご案内

 救急・防災 **32**

 届出・証明 **36**

 税金 **39**


 保険・年金 **40**

 福祉・健康 **44**

 子育て・教育 **49**

 暮らし・環境 **55**

 議会・選挙 **63**

 主な公共施設 **64**



神石高原町 フォトギャラリー

Jinsekikougen Town
Photo Gallery



湖水開き



救急・防災

消防・救急

問 総務課 ☎89-3330

通報はあわてず、正確に！！

火事
のとき

火事です！
(家・山)が
燃えています。

火事や救急のときは119番



住所は、〇〇町
〇〇 △△番地△です。
目標物は、〇〇です。

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

※マンションやビルの場合、名称と〇階の〇号
室ということも知らせてください。
※住所がわからないときは、目標物になるもの
(建物、バス停など)を伝えてください。



救急
のとき

交通事故
(急病)です！



場所(住所)は、
〇〇 △△番地△です。
目標物は、〇〇です。

負傷者(病人)は〇〇で、状況(症状)は〇〇です。
・事故の場合:事故の状況、負傷者の数、容態
・急病の場合:患者の性別、年齢、症状

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。



救急・防災

こんなときは届出を！

次の行為をする場合は、深安消防署安田出張所または府中消防署小塚出張所へ

消防署の管轄区域

- 火災とまぎらわしい煙や火災が発生するおそれのある行為
- 少量危険物(例:灯油で200ℓ以上1,000ℓ未満、ガソリンで40ℓ以上200ℓ未満)の貯蔵や取り扱いをするとき(個人で取り扱う場合は数量が異なります。)
- プロパンガス(300kg以上)や圧縮アセチレンガス(40kg以上)の貯蔵や取り扱いをするとき

問 深安消防署 安田出張所 ☎82-0119
府中消防署 小塚出張所 ☎0847-62-2119

- 深安消防署安田出張所…油木地区、豊松地区、三和地区(高蓋、父木野、木津和地域を除く)
- 府中消防署小塚出張所…神石地区、三和地区(高蓋、父木野、木津和地域)

住宅用火災警報器を設置したそのあとに

消防法により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

設置している家庭は日ごろの維持管理をしてください。まだ設置していない家庭は、早急に設置し、あなたとあなたの大事な家庭を守りましょう。

- ▶点検 1年に1回は作動点検をしましょう。
- ▶掃除 ほこりなどが付くと、火災の煙を感知しにくくなるので、定期的に乾いた布などで掃除をしましょう。

シンナーなどの有機溶剤は絶対に使わないでください。また、電池切れの警報音を火災による警報音と間違えて「119番通報」をするケースがあります。まず周囲を確認し、「火事」か「火事でない」か確認しましょう。住宅用火災警報器に電池切れなど不具合があったときは、販売店、メーカーに問い合わせてください。



広告



土砂崩れ・がけ崩れから
暮らしを守る

広島県福山市神村町3106-6

☎084-933-4704

詳しくは、WEBで

アマノ企業



アマノ企業株式会社

地震などの災害は、突然やってきます。いつ災害が発生しても、被害を最小限に食い止められるように、家の内外に危険箇所がないかをチェックし、事前に安全対策をしておきましょう。

家族で防災会議を開きましょう

実際に災害が発生したときを想定し、災害から身を守る方法を話し合っておきましょう。

▶▶ 防災会議のテーマ

□ 家族一人一人の役割分担を決める

- 日常の防災対策の役割と、災害発生時の役割を決めておく
- 高齢者や乳幼児、妊婦などがある家庭では、保護担当者を決める



□ 連絡方法を確認する

- 家族が離ればなれになったときの連絡方法を話し合う
- 災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板サービスの使い方を確認。また、災害地以外に住む親戚や知人を中継地点にして連絡をとるのも有効



□ 避難経路を確認する

- 地域の避難場所を確認。避難経路は、一つではなく複数決めておく
- 休日などを利用して家族で避難経路などの下見をする
- ハザードマップを確認する



救急・防災

町がお知らせする避難情報

町は、住民の皆さんに避難が必要と判断した場合、その緊急度に応じた避難情報を音声告知端末や緊急速報メール、屋外拡声子局などでお知らせします。

| 警戒レベル | 町の情報や対応 | 皆さんのとるべき行動 | 気象庁などの情報 |
|----------------|---|--|-----------------------------|
| 1 | 職員の連絡体制を確認 | 災害への心構えを高めましょう | 早期注意情報(警報級の可能性) |
| 2 | 第1次防災体制 (連絡要員を配置) | 自らの避難行動を確認 ハザードマップ等で付近の災害リスクを再確認。災害情報把握手段の再確認。 | 大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、氾濫注意情報 |
| | 第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) | | |
| 3 | 高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制) | 危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等以外の人も必要に応じて、予定をあらためたり、自主的に避難準備や移動を開始しましょう。 | 大雨警報、洪水警報、氾濫警戒情報 |
| 4 | 避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置) | 危険な場所から全員避難 過去の大災害に匹敵する状況です。この段階までに避難を完了しましょう。 暴風が予想されるときは吹き始める前に避難を！ | 土砂災害警戒情報、高潮警報、高潮特別警報、氾濫危険情報 |
| 警戒レベル4までに必ず避難！ | | | |
| 5 危険大 | 緊急安全確保 ※必ず発令するとは限りません。 | 命の危険 直ちに安全確保！ 既に安全な避難が困難で、生命の危険！ 今いる所よりも安全な場所へ直ちに移動等を！ | 大雨特別警報、氾濫発生情報 |

町からの発令に留意しつつ、必要だと感じたら避難勧告などがなくても早めの避難行動をとりましょう。

▶▶ 自主防災について

災害が発生したとき、一人では何もできなくても、地域の人々が協力すれば大きな力になります。日ごろから自主防災組織の活動に積極的に参加することが、自分や家族を守ることに繋がります。



▶▶ 知人や友人の安否情報「災害用伝言ダイヤル171」

大規模な災害が発生した際に、被災地の方々が録音した安否情報を、その他の地域の親戚や友人等が「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は被災地の方々の自宅の電話番号、公衆電話、携帯電話・PHS(共に一部事業者を除く)を使って行います。

なお、利用にあたっての事前の契約等は不要です。

「マモルです。〇〇小学校に避難しています。」
名前と具体的な居場所を録音してね!

171 をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。



避難するときの注意点

災害の危険性が高まった場合は、落ち着いてすばやく避難する必要があります。その際には、乳幼児や高齢者など要配慮者への支援も考慮する必要があります。近所の高齢者世帯に声をかけるなど近隣で協力することが大切です。

避難に関する基本的な考え方

**避難は
自ら判断を**

災害が迫ったときの状況は一人一人違います。それぞれが自ら判断し、適切な行動を取らなければなりません。



**命を守る
最低限の
行動を**

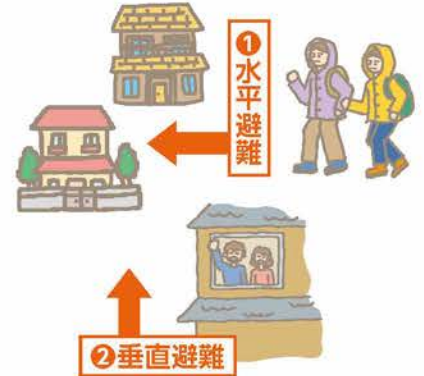
危険な状況下での避難は避け、安全確保を第一に考えます。危険が切迫している場合は、指定された避難場所への移動(①水平避難)だけでなく、命を守る最低限の行動が必要な場合もあります。

- 土砂災害の危険がある地域に住んでいる
- 堤防の決壊で家屋流出・浸水の危険がある地域に住んでいる
- 乳幼児や高齢者など家族に要配慮者がいる

とにかく**早期の避難**を心がけてください。

- ひざ上まで浸水している(50cm以上)
- 浸水は20cm程度だが、水の流れる速度が速い
- 浸水は10cm程度だが、夜間や急激な降雨で用水路など危険箇所が分かりにくく転落などのおそれがある

②**垂直避難**:屋外への移動は危険です。浸水による建物倒壊の危険がないと判断される場合は、自宅や近隣建物の2階以上へ緊急的に一時避難し、救助を待つことも検討してください。



例えば...

災害時に必要な物を日ごろから準備しておきましょう

飲料水

1人1日2ℓが目安



※赤ちゃんのいる家庭は、粉ミルク・ほ乳瓶なども

食料品

レトルト食品・缶詰・ビスケット・チョコレートなど



缶切り

多機能なものが便利



医療品

消毒薬・ばんそうこう・包帯・持病の薬など



貴重品

現金(小銭も)・預金通帳・印鑑など



マッチ・ライター

湿気やガス切れに注意



ろうそく

ビニール袋に入れて保管する



懐中電灯

夜間、すぐに手の届く所に。ラジオと一体型のもの。



ラジオ

情報収集に必要



乾電池予備

ラジオや懐中電灯に使用するものを少し多めに



ヘルメット・防災ずきん

飛来物や落下物から頭を保護するもの



手袋(軍手)

がれきの撤去や救助ができるように、厚手の物を用意



衣類

雨具・下着・ジャンパー・タオルなど



毛布

寝袋や体温を逃がさないサバイバルシートなど



運動靴

避難する時のけがを防止するために



救急・防災

避難施設一覧 ※日頃から、避難経路を確認しておきましょう。

※局番が99の電話番号については、緊急時(避難所開設時)に使用するIP専用電話です。かがやきネットに加入していない相手方にはかかりません。使用する時には、局番の前に33をつけて発信してください。

油木地区

| 施設の名称 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------|------------|---------|
| 油木小学校体育館 | 油木乙1番地 | 82-0926 |
| 油木山村開発センター | 油木乙1857番地 | 82-0314 |
| 油木コミュニティセンター | 油木乙1870番地4 | 82-0211 |
| 油木高校体育館 | 油木乙1965番地 | 82-0006 |
| 油木体育館 | 油木甲6836番地1 | 89-0022 |
| 小野社会教育施設 | 小野5898番地2 | 83-0015 |
| 仙養ふるさと会館 | 近田600番地1 | 99-1239 |

神石地区

| 施設の名称 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------------|------------|---------|
| 神石山村開発センター | 福永甲1632番地2 | 87-0136 |
| トレーニングセンター | 高光甲2256番地1 | 99-2254 |
| 総合交流センター じんせきの里 | 高光2117番地10 | 87-0181 |
| 古川コミュニティホーム | 古川5289番地1 | 99-2257 |
| 相渡社会教育施設 | 相渡3082番地 | 99-2253 |
| 神石コスモドーム | 相渡2188番地 | 86-0535 |
| 永野南農事集会所 | 永野7117番地2 | 99-2219 |

豊松地区

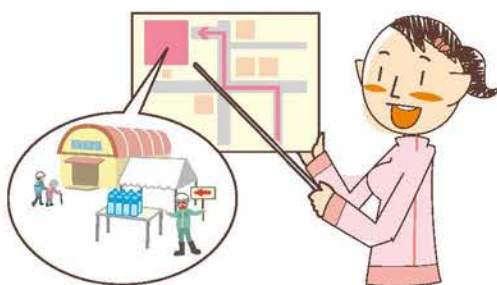
| 施設の名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------|------------|---------|
| 陽光の里文化ホール | 上豊松1767番地1 | 84-2007 |
| 豊松小学校体育館 | 下豊松5323番地 | 84-2011 |
| 多目的体育館 | 下豊松5301番地 | 99-3131 |
| 笹尾ふれあいプラザ | 笹尾912番地2 | 99-3104 |

三和地区

| 施設の名称 | 所在地 | 電話番号 |
|------------------------|------------|---------|
| 時安社会教育施設 | 時安2634番地 | 99-4322 |
| 来見小学校体育館 | 井関2696番地 | 85-2800 |
| くるみふれあいプラザ | 井関2068番地 | 85-4007 |
| 小島体育館 | 小島1917番地 | 99-4325 |
| 三和協働支援センター (旧三和公民館) | 小島2025番地 | 89-3345 |
| 三和中学校体育館 | 小島1370番地 | 85-4511 |
| 上社会教育施設 | 上792番地3 | 99-4319 |
| 阿下ふれあい会館 | 阿下697番地 | 99-4318 |
| さんわ総合センター | 高蓋472番地 | 85-3097 |
| 木津和振興会館 | 木津和1561番地4 | 99-4320 |



救急・防災



告 告

ドローンで
明るい地域未来を創造




認定 ドローンスクールの運営
(HIROSHIMAドローンファーム仙養校)

ドローン、その他付随商品の代理店販売
ドローンによる空撮、生物・植物等の生育調査

ドローンシーナリー

株式会社 DroneScenery

神石郡神石高原町近田835-71
0847-82-2439
https://www.dronescenery.co.jp



届出・証明

届出

問 住民課 ☎89-3334

戸籍の届出

出生届

お持ちいただくもの

生まれた日を含め14日以内

- 出生証明書
- 届出人(父または母)の印鑑(直筆の場合押印任意)
- 親子健康手帳

届出人 生まれた子の父または母

届出地 届出人の本籍地, 住所地, 所在地, 出生地のいずれか



婚姻届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 婚姻届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 夫婦(旧姓)の印鑑(直筆の場合押印任意)
- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 夫・妻になる方

届出地 届出人の本籍地, 住所地, 所在地のいずれか

離婚届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 離婚届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 届出人の印鑑(直筆の場合押印任意)
- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 夫・妻

届出地 届出人の本籍地, 住所地, 所在地のいずれか

死亡届

お持ちいただくもの

死亡をしたことを知った日から7日以内

- 死亡診断書または死体検案書
- 届出人の印鑑(直筆の場合押印任意)

届出人 親族, 後見人など

届出地 死亡者の本籍地, 死亡地, または届出人の住所地, 所在地のいずれか



住民登録の届出

転入届

お持ちいただくもの

住み始めてから14日以内

- 転出証明書(特例の場合は不要)
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(お持ちの方のみ)
- 印鑑(直筆の場合押印任意)

届出人 本人, 同一世帯の方, 代理人(委任状が必要)

届出地 新しく住み始める町

転出届

お持ちいただくもの

転出する前に

- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(お持ちの方のみ)
- 印鑑(直筆の場合押印任意)

届出人 本人, 同一世帯の方, 代理人(委任状が必要)

届出地 引越する前の町



転居届

お持ちいただくもの

転居した日から14日以内

- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(お持ちの方のみ)
- 印鑑(直筆の場合押印任意)

届出人 本人, 同一世帯の方, 代理人(委任状が必要)

世帯変更届

お持ちいただくもの

変更した日から14日以内

- 本人確認書類
- 印鑑(直筆の場合押印任意)

届出人 本人, 同一世帯の方, 代理人(委任状が必要)



※本人確認書類については38ページをご覧ください。



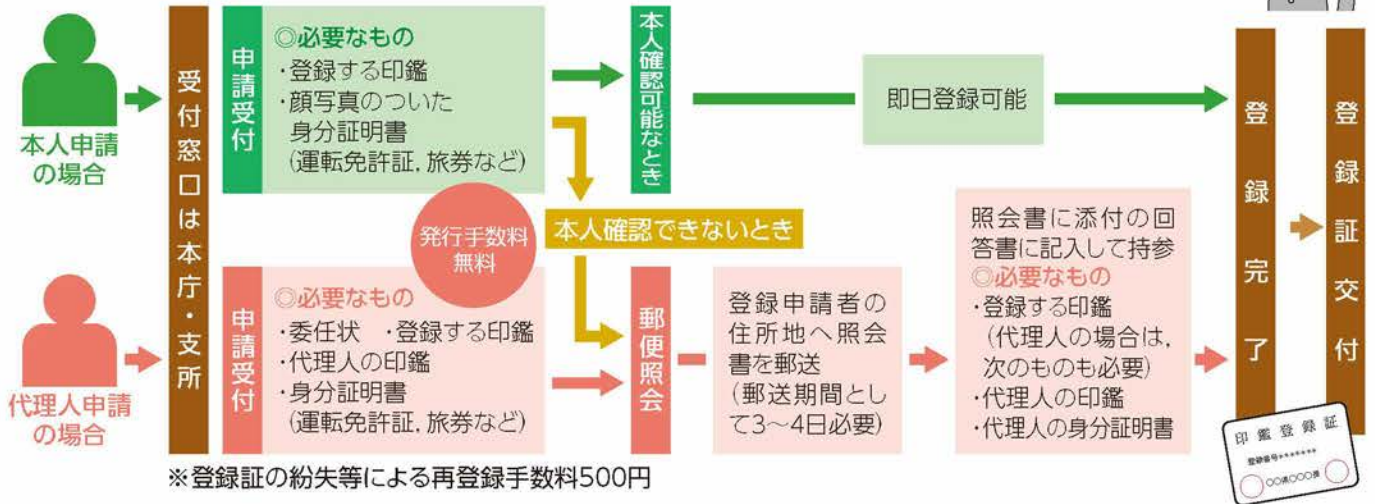
届出・証明

誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民登録をされている人が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。



印鑑登録の流れ



届出・証明

マイナンバーカード(個人番号カード)制度

マイナンバーカードは、ICチップが搭載された顔写真付きのカードで、公的な本人確認書類として利用できるほか、公的個人認証(署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)の機能が標準装備されます。

※個人番号カードの初回交付手数料は無料です。ただし、再発行には1,000円(公的個人認証を含む)の手数料が必要です。

申請方法

マイナンバーカードは申請から約1ヶ月で出来上がります。申請方法に応じた必要なものは次のとおりです。

| 申請方法 | 申請書 | 顔写真 | カードの受取り |
|----------|-------|--------------|---------|
| 役場窓口で | AまたはB | CまたはE | 自宅へ郵送 |
| スマートフォンで | A | D | 役場窓口 |
| 証明写真機から | A | 証明写真機で撮影(有料) | 役場窓口 |
| 郵送で | AまたはB | C | 役場窓口 |

- 申請書
 - A 申請書IDまたはQRコードの入った申請書 全ての方に送付されていますが、ない場合は窓口で再発行できます。
 - B 手書き用申請書 インターネットからダウンロードできます。
- 顔写真
 - C 証明写真
 - D スマホ、デジカメ等で撮影した画像データ
 - E 役場職員が無料撮影

※証明写真のサイズは、4.5cm×3.5cm
- 本人確認書類

本人確認書類については38ページをご覧ください。

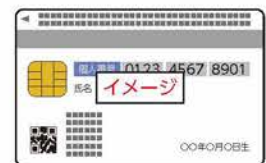
- 通知カード

役場窓口での申請時またはカード受取時に必要です。紛失された場合は申し出てください。

※申請者の年齢、世帯構成等により必要な書類が異なります。申請の前に役場窓口へご相談ください。



イメージ(表)



イメージ(裏)

パスポート

申請に必要なもの

申請する人の本籍、住所、年齢、申請の種類等により必要な書類が異なります。申請の前にお問い合わせください。

- 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)または全部事項証明書(戸籍謄本)
- 住民票(町内に住民登録のない方のみ)
- 写真(4.5cm×3.5cm)※貼らずにお持ちください
- 前回取得した旅券(有効期限内は必ず)
- 本人確認書類(顔写真付きのもの1点または顔写真なしのもの2点)

受付窓口

本庁住民課 ※支所では申請受付はできません。
 広島県内に住民登録がある方は、県内どこの市町でも申請できます。
 県外に住民登録がある学生、単身赴任の方等は、居所申請が可能な場合があります。
 詳しくは役場住民課へお問い合わせください。

各種証明書発行

問 住民課 ☎89-3334

交付時に必要な書類－本人確認書類－

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。
 ご理解とご協力をお願いします。

| | 分類1(写真付) | 分類2 | 分類3 |
|-------------|---|---|--|
| 証明書類の名称 | <ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証 ● 旅券(パスポート) ● 国または地方公共団体の機関が発行した免許証など ● マイナンバーカード ● 住基カード(写真付き) | <ul style="list-style-type: none"> ● 各健康保険被保険者証 ● 国民年金手帳 ● 年金証書 ● 住基カード(写真なし) | <ul style="list-style-type: none"> ● 学生証 ● 法人発行の身分証明書 ● 分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書 |
| 戸籍、マイナンバー関係 | 上記の内1点で確認 | 上記の内2点以上で確認 | 上記の証明書のみでは不可。分類2との組み合わせで確認 |
| 住民票関係 | 分類1、分類2の中から1点。分類3の場合は、本人確認票を記載していただけます。 | | |

- ※有効期限内のものに限る。
- ※マイナンバー通知カードは上記の分類には含まれず、本人確認書類としてはご利用できません。
- ※代理人による手続き、申請者の年齢等により必要書類が異なります。事前にお問い合わせください。

戸籍・住民票関係の発行

| 証明書の種類 | 手数料 | 申請に必要なもの・注意事項 |
|--------------|---------|---|
| 住民票 | 1通 200円 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本人の場合 ・本人確認書類 ● 代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 |
| 住民票記載事項証明書 | 1通 200円 | |
| 戸籍全部・個人事項証明書 | 1通 450円 | ※本籍地の市区町村で発行します。 ※印鑑不要 ● 第三者請求…請求事由必要(戸籍に記載されている方などによらない請求) ・委任状が必要になります。 ・必要に応じて資料の提供や説明を求めます。 |
| 除籍全部・個人事項証明書 | 1通 750円 | |
| 原戸籍謄・抄本 | 1通 750円 | |
| 戸籍記載事項証明書 | 1通 450円 | |
| 戸籍の附票 | 1通 200円 | |
| 身分証明書 | 1通 200円 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本人の場合 ・本人確認書類 ● 代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 ※本籍地の市区町村で発行します。 |



届出・証明



税金

住みよい環境のもとで生活するために、町税の果たす役割は重要です。

皆さんに納めていただく町税は、福祉、教育、土木など町のさまざまな「行政サービス」のための財源として重要な役割を果たしています。

税金の種類・納期について

問 住民課 ☎89-3334

| 税金の種類 | 納税義務者 | 納期 | | | | | | | | | | | |
|---------|--|-------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 町民税 | 1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった人 | | | 1期 | | 2期 | | 3期 | | | | 4期 | |
| | | 給与からの特別徴収：毎月 | | | | | | | | | | | |
| | | 公的年金からの特別徴収：年金支給月 | | | | | | | | | | | |
| 固定資産税 | 1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する人 | | 1期 | | 2期 | | 3期 | | 4期 | | | | |
| 軽自動車税 | 4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車（農耕作業用を含む）を所有する人 | 全期 | | | | | | | | | | | |
| 国民健康保険税 | 国民健康保険に要する費用に充てることを目的とします | | | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | 9期 | 10期 |
| | | 公的年金からの特別徴収：年金支給月 | | | | | | | | | | | |



税金

国税・県税についてのお問い合わせは

| 項目 | 問い合わせ先 | |
|-----------------------------|---------|---------------|
| 県税について（法人県民税、不動産取得税、自動車税など） | 東部県税事務所 | ☎084-921-1311 |
| 国税について（所得税、消費税、相続税、贈与税など） | 広島国税局 | ☎082-221-9211 |
| | 府中税務署 | ☎0847-45-2570 |

税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、本人確認できるもの、代理の場合には委任状が必要です。



保険・年金

国民健康保険(国保)とは

会社などの各種健康保険に加入されていない人が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなで保険料を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

国民健康保険

問 保健福祉課 ☎89-3335

こんなときは届出を

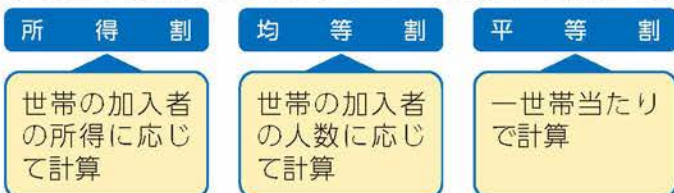
国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、保健福祉課または最寄りの支所へ14日以内に届出をしてください。

| 「こんなとき」具体例 | | 必要なもの [印鑑]、[マイナンバーカードまたは通知カード]以外に次のものがが必要です。 |
|---------------|----------------------------------|---|
| 国民健康保険に加入するとき | 他市区町村から転入したとき | ● 転出証明書(転入手続きをしてください) |
| | 職場の健康保険をやめたとき (退職時・任意継続保険脱退時) | ● 職場の健康保険をやめた証明書 |
| | 子どもが生まれたとき | ● 母子健康手帳 |
| | 生活保護を受けなくなったとき | ● 保護廃止決定通知 |
| 国民健康保険を脱退するとき | 他市区町村へ転出するとき | ● 国民健康保険被保険者証 |
| | 職場の健康保険に加入したとき | ● 国民健康保険被保険者証 ● 加入した健康保険の保険者証 |
| | 生活保護を受けるようになったとき | ● 国民健康保険被保険者証 ● 保護開始決定通知書 |
| | 死亡したとき | ● 国民健康保険被保険者証 ● 死亡を証明するもの |
| その他 | 住所、氏名、世帯主が変わったとき | ● 国民健康保険被保険者証 |
| | 世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき | ● 国民健康保険被保険者証 |
| | 国民健康保険被保険者証を紛失したとき | ● 本人確認できるもの(運転免許証など) |
| | 就学により別に住所を定めたとき | ● 国民健康保険被保険者証 ● 在学証明書など |

国民健康保険税

≫ 保険税の決め方

保険税は、世帯主に課税されますが、次の3つを計算して税額が決まります。



⚠ 保険税を滞納すると

有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます。また、国保の給付が差し止められたり、滞納分へ繰り入れられます。

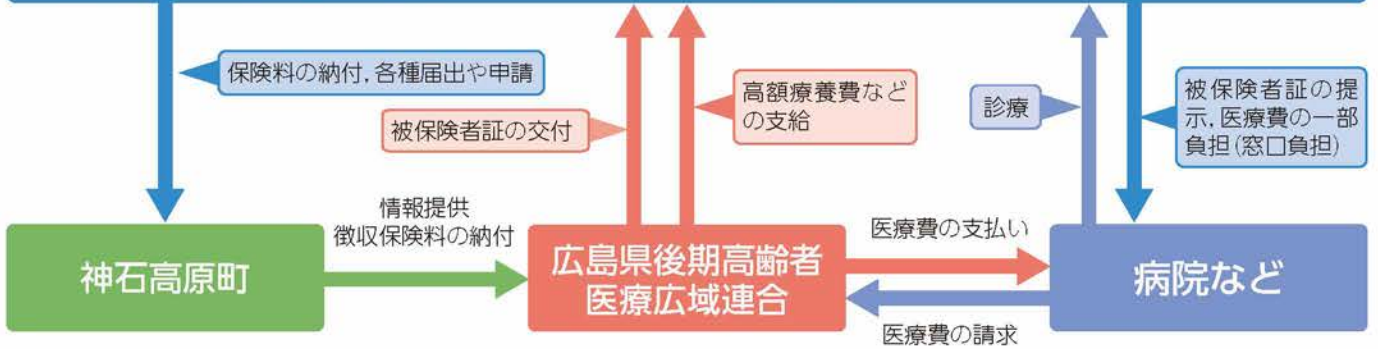
※平成30年度から国民健康保険は県単位となり、保険税の計算も変更される予定です。

制度のしくみ

被保険者(広島県内に居住の方)



- 75歳以上の方
75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により広域連合の障害認定を受けた方
認定を受けた日から加入します。障害認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、手続きが必要です。また、認定後いつでも将来に向かって撤回することができます。



後期高齢者医療制度の運営は、広島県内のすべての市町村が加入する「広島県後期高齢者医療広域連合」が行います。

被保険者証

- 被保険者証は、原則として郵送でお届けします
- 被保険者証は、1人につき1枚
- 毎年8月1日付けで更新(定期更新)
- 医療機関にかかるときは必ず提示

⚠ 有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい証を交付しますので、変更前の証を市区町村の担当窓口または広域連合に必ず返却してください。

| 75歳になられる方 | 障害認定の方 | 住所異動された方 | 定期更新 |
|-----------------------------------|---|--|--|
| 75歳の誕生日の前月中にお届けします。誕生日から使用してください。 | 認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証などの処分については、交付元の市区町村国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。 | 住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある方は、市区町村の担当窓口にお申し出ください。 | 毎年7月下旬にお届けします。新しい被保険者証は8月1日から使用してください。 |

保険料

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。

均等割額 (被保険者全員が均等に負担) + 所得割額 (被保険者の所得に応じて負担) = 年間保険料 (4月から翌年3月までを1年間)

年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。
※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。

保険・年金

国民年金とは

基礎年金ともいわれ、国民皆年金制度により、20歳以上60歳未満の人は、すべて加入しなければならない公的年金のこと。

一定額の保険料を納めることにより、老齢、障害、死亡によって、その人や家族の生活が脅かされないように保障する社会保障制度の一つ。

国民年金加入者



第1号
被保険者

20歳以上
60歳未満の

- 自営業者
- 農林漁業従事者
- 学生
- 無職の人など



第2号
被保険者

- 会社員
- 公務員など



第3号
被保険者

第2号
被保険者の

- 会社員の扶養されている配偶者
- 公務員の扶養されている配偶者

国民年金の給付と種類

| | | |
|------|--------|---|
| 基礎年金 | 老齢基礎年金 | 65歳以降、国民年金から「老齢基礎年金」を生涯(亡くなるまで)受け取ることができます。また、厚生年金に加入していた人は「老齢厚生年金」が上乘せされます。国民年金、厚生年金ともに保険料を納めた期間が長いほど、老後に受け取る年金額も多くなります。 |
| | 障害基礎年金 | 病気やけがで障害が残ったとき、障害の程度に応じて国民年金から「障害基礎年金」を受け取ることができます。また、厚生年金に加入している人は「障害厚生年金」が上乘せされます。 |
| | 遺族基礎年金 | 一家の働き手が亡くなったとき、子のある配偶者、または子は、国民年金から「遺族基礎年金」を受け取ることができます。また、亡くなった人が厚生年金に加入していた場合は「遺族厚生年金」が支給されます。 |

保険・年金



神石高原町
フォトギャラリー

Jinsekikogen Town
Photo Gallery



油木亀鶴山神祇



鶴岡渡り拍子

こんなときは届出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、全員が加入します。

| 「こんなとき」具体例 | | 必要なもの | 期間 |
|------------------------|-----------------------------|---|------------|
| 加入するとき | 任意加入しようとするとき | <ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳またはマイナンバーカード ●(60歳以上で任意加入の場合)預貯金通帳(キャッシュカード)、通帳届出印 ※60歳以上の任意加入の場合の保険料の支払い方法は、口座振替払いが原則となります。 | |
| 加入しているとき | 厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき | <ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳またはマイナンバーカード ●扶養抹消年月日がわかる書類など | 14日以内 |
| | 会社など退職したとき(扶養している配偶者の変更も必要) | <ul style="list-style-type: none"> ●本人・配偶者の年金手帳またはマイナンバーカード ●退職日のわかる書類 | |
| | 年金を受けようとするとき | <ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳 ●住民票 ●戸籍謄本など | 受給対象になったとき |
| 年金を受けているとき | 年金を受けていた人が死亡したとき | <ul style="list-style-type: none"> ●年金証書 ●戸籍謄本など | 14日以内 |
| | 住所・氏名の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ●年金証書 | |
| 任意脱退しようとするとき(※任意加入者のみ) | 任意脱退しようとするとき(※任意加入者のみ) | <ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳またはマイナンバーカード | |

▶▶ 保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を！

| 学生納付特例制度 | 納付猶予制度 |
|-------------------------------|----------------------------------|
| 学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。 | 50歳未満の人については、保険料の納付を猶予する制度があります。 |

| 届出が必要な場合 | 必要なもの |
|---------------------|--|
| 免除・納付猶予の申請をするとき | <ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカードまたは年金手帳 ●(雇用保険に加入していた失業者の場合)雇用保険受給資格証または雇用保険被保険者離職票など ●印鑑(本人自署の場合は押印不要) |
| 学生納付特例の申請をするとき | <ul style="list-style-type: none"> ●学生証(有効期限内のもの)または在学証明書 ●マイナンバーカードまたは年金手帳 ●印鑑(本人自署の場合は押印) |
| 法定免除の届をするとき | <ul style="list-style-type: none"> ●(障害年金の場合)年金証明書 ●(生活扶助の場合)保護決定通知書など ●印鑑(本人自署の場合は押印不要) <p>※免除の事由に該当しなくなった場合は、確認できる書類が必要</p> |
| 産前産後期間の保険料免除の届をするとき | <ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳またはマイナンバーカード ●親子健康手帳(※) ●出生証明書等(※) ●印鑑(本人自署の場合は押印不要) <p>※出生後、かつ、戸籍か住民票で母子関係が確認できる場合は添付書類不要</p> |

▶▶ 保険料の追納

保険料の免除(全額・一部)や猶予(学生納付特例・納付猶予)の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額は少なくなります。そこで、免除などの承認期間が10年以内であれば、追納(あとから納めること)ができます。

◎保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

▶▶ 付加保険料

国民年金の保険料に加えて、1カ月あたり400円の付加保険料を納付すると、納付月数に応じて受け取れる年金額の年額が「200円×納付月数分」上乘せされます。付加保険料の納付にはお申し込みが必要です。※納付は申込月からの開始となります。





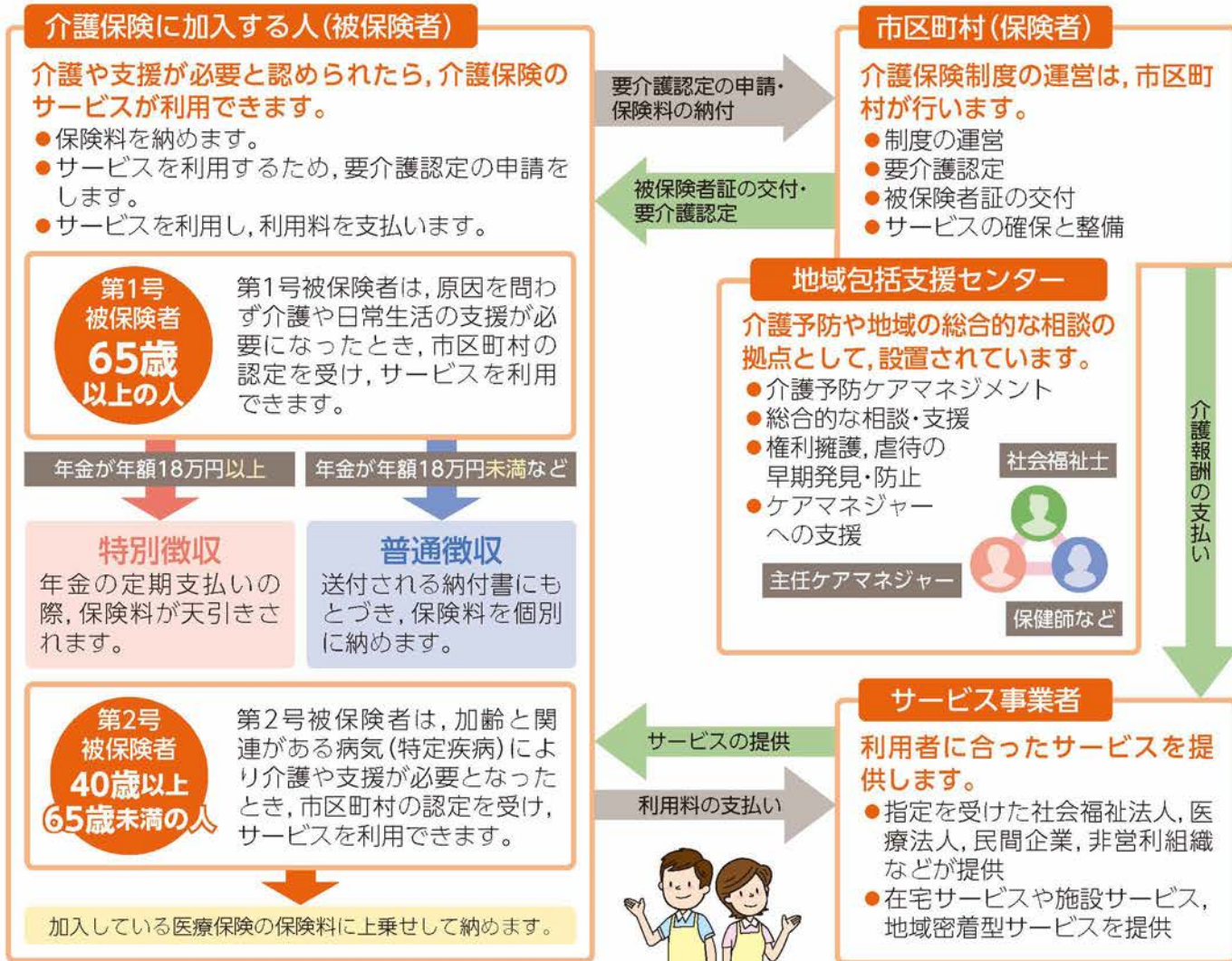
福祉・健康

介護保険制度

問 保健福祉課 ☎89-3535

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上の皆さんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



知っていますか？

障がいのある人・関連する設備を示すマーク

見かけたら障がいのある人へご配慮をお願いします

耳マーク



聞こえが不自由であること、及び聞こえない・聞こえにくい人への配慮を示すマークです。

(出典：(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

(出典：厚生労働省)

オストメイト/オストメイト用設備マーク



人工肛門、人工膀胱がある人、またそうした人のための設備があることを示すマークです。

(出典：(公財)交通エコロジー・モビリティ財団)

障害者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、施設であることを示す世界共通のマークです。

(出典：(公財)日本障害者リハビリテーション協会)

聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付けられている人が車に表示するマークです。

(出典：警察庁)

身体障害者標識(身体障害者マーク)



肢体が不自由なことを理由に免許に条件を付けられている人が車に表示するマークです。

(出典：警察庁)

ハート・プラスマーク



見た目ではわかりにくい、体の中に障がいがあることを示すマークです。

(出典：(特非)ハート・プラスの会)

介護保険サービスには、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスがあります。

自宅で受ける



①訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、排泄の介助や、掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。

②訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

③訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問しリハビリテーションを行います。

施設に通う



④通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターなどに通所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。

⑤通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上の機能訓練などを日帰りでを行います。

短期の入所



⑥短期入所生活介護(ショートステイ)

福祉施設に短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。

介護環境を整える



⑦福祉用具貸与

日常生活の自立を援助するための福祉用具をレンタルするサービスです。器具により要介護度の設定があります。

⑧福祉用具購入

排せつや入浴に使われる貸与にはなじまない福祉用具を、指定された事業者から購入したときに購入費(上限あり)が支給されます。

⑨住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に改修費用(上限あり)が支給されます。改修前に申請が必要です。

施設サービス



⑩介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

⑪介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護・介護・機能訓練を行い家庭への復帰を支援します。

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために地域の特性に応じたサービスが受けられます。サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。

⑫小規模多機能型居宅介護

⑬認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

⑭認知症対応型通所介護

⑮地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

⑯地域密着型通所介護



広告

社会福祉法人 東城有栖会

● 緑の風薫る郷

シルトピア油木

- 老人ホーム シルトピア油木
- 老人ホーム四季の家
- デイサービスセンター
- ヘルパーステーション
- 居宅介護支援事業所
- デイサービス青い鳥
- ケアホーム白い雲
- 神石高原よつば工房

広島県神石郡神石高原町油木甲 5071-1

☎ (0847) **82-2124**

HP E-Mail

社会福祉法人 神寿福祉会

みんなが笑顔に包まれる、温かい「我が家」です。

- 特別養護老人ホーム 神寿苑 定員52名
- 神寿苑短期入所生活介護事業所 定員11名
- 神石郡神石高原町福永 1466 TEL 0847-87-0190
- 認知症対応型共同生活介護事業所 ひまわり苑 定員18名
- 神石郡神石高原町福永 1501-2 TEL 0847-87-0177
- デイサービスセンター もみじの里 定員30名
- 居宅介護支援事業所 もみじの里
- 訪問介護事業所 もみじの里
- 神石郡神石高原町福永 1609-1 TEL 0847-87-0500
- 自立支援型グループホーム コスモス苑 定員14名
- 神石郡神石高原町福永 1503-1 TEL 0847-87-0178

医療法人 紅萌会

介護老人保健施設

ビープル神石三和 TEL(0847)89-3030 FAX(0847)89-3031
〒720-1522 神石高原町小島1500-1

グループホーム **やまぼうし** TEL(0847)89-3611

居宅介護支援事業所 **さんわ** TEL(0847)89-3033 FAX(0847)89-3034

居宅介護支援事業所 **とよまつ** TEL(0847)89-2030 FAX(0847)89-2032

社会福祉法人 紅輝会

ケアハウス **星降る高原** TEL(0847)89-3131 FAX(0847)85-4555
〒720-1522 神石高原町小島1510-1

ヘルパーステーション **つつじの里** TEL(0847)89-3133 FAX(0847)89-3134

高齢者生活福祉センター **メルシーさんわ** TEL(0847)85-4004

高齢者生活福祉センター **陽光の里** TEL(0847)84-2160

グループホーム **よなみの里** TEL(0847)89-2015

介護が必要とならないようにするためには、早いうちから介護予防に取り組むことが大切です。介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、町が行う介護予防のサービスです。利用者の心身の状態などに合わせて「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

介護予防・生活支援サービス事業を利用できるのは…

- 要支援1・2の人
- 介護予防・生活支援サービス事業対象者

一般介護予防事業を利用できるのは…

- 65歳以上ならだれでも利用できます。

高齢者福祉

神石高原町地域包括支援センター

地域包括支援センターは「高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい暮らしが続けられるよう支援する機関」として保健福祉課に設置されています。

センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士が互いに連携を取りながら、「チーム」として動き、総合的に皆さんを支援していきます。

また、介護・福祉・保健・医療などの関係機関と連絡調整を行い、さまざまな方面から支援します。

「認知症」に関する心配事がありましたらご相談ください。専門職（医師、保健師、社会福祉士、看護師など）からなる認知症初期集中支援チームがサポートします。

「虐待かな？」を見過ごすことなく
ご連絡ください！

虐待を受けている高齢者や介護のストレスなどで疲れを感じている介護者のサインに気づくことが虐待予防の第一歩です。そのためにも日ごろから地域の中で孤立しないように協力し、見守ることが大切です。「虐待かな？」と感じたら、地域包括支援センター（役場保健福祉課）へご連絡ください。

問 高齢者虐待相談窓口 ☎89-3377

軽度生活援助事業

病院等医療機関までの送迎に係るリフト付きワゴン車の貸し出しを行います。

配食サービス事業

調理の困難な高齢者などにバランスのとれた食事を定期的に届けるとともに、配達時にあわせて安否確認を行います。

高齢者短期宿泊事業

高齢者が一時的に特別養護老人ホーム併設のショートステイに入所し、介護を受けることができます。

家族介護用品支給事業

要介護4および5と認定された要介護者を在宅で介護している低所得世帯に紙おむつ・尿取りパット等の介護用品を支給します。

在宅介護者激励手当支給事業

在宅で要介護3・4・5の方を介護している家族等に対し手当を支給します。

家族介護支援事業

在宅の高齢者などを介護されている家族の方の身体的、精神的負担を軽減するための事業を行っています。

広告



真心とおいしさを
ご家族にお届けします。

高齢者向けの食事
株式会社 アリスジャパン
Alice Japan
在宅配食サービスセンター

神石郡神石高原町小島1894

☎(0847)85-2877 FAX 兼用

障害のある人の福祉サービス

障害のある人の福祉サービスは、障害者手帳をお持ちの人が対象のサービスです。手帳の取得については、保健福祉課へ。

身体障害者手帳

身体の機能障害の種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

療育手帳

知的な障害があり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障害程度の区分はA, A, B, Bがあります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

こんな時は届出を！

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障害程度が変わったとき（再申請により障害等級が変更することがあります）
- 本人が死亡したとき

各手当

障害のある人および障害のある児童を家庭で監護している人に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。

障害者のための主なサービス

| | |
|---------------------------|-------------------------|
| 補装具費の支給(交付・修理) | 要約筆記者派遣 |
| 日常生活用具の給付 | コミュニケーション支援 |
| 障害者自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院) | 在宅心身障害者就労継続支援施設等通所費補助 ※ |
| 障害福祉サービス(ホームヘルプ) ※ | 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成 |
| 障害福祉サービス(短期入所) ※ | 障害福祉移動支援強化事業 ※ |
| 障害福祉サービス(デイサービス【生活介護】) ※ | 特別児童扶養手当 |
| 障害福祉サービス(ケアホーム・グループホーム) ※ | 障害児福祉手当 |
| 障害福祉サービス(施設入所) ※ | 特別障害者手当 |
| 移動支援・日中一時支援 ※ | 重度心身障害者医療費公費負担制度 |
| 自動車改造費の助成 | 公共交通料金の割引 |
| 自動車免許取得補助 | タクシー運賃の割引 |
| 有料道路割引の交付 | 預貯金等利子非課税制度 |
| じん臓障害者通院費助成 | 駐車禁止規制適用除外 |
| 障害者相談支援事業 ※ | 施設無料・入園割引 |

※は、障害者総合支援法に基づき支給されるサービスです。さまざまな障害などで日常生活に制限が生じ支援を必要とする方で、必要性が認められれば障害者手帳を持たない人でも利用することができます。(ただし、身体障害者の場合は障害者手帳が必要)



| 種類 | 相談窓口 | 内容 |
|---------------------|---|---|
| 成人の健康づくり | 保健福祉課健康係 ☎89-3366 各支所 町民課町民係 | |
| 健康診査および事後指導 | | 生活習慣病予防のための基本健診やがん検診などを総合的に行います(申し込み要)。健診後の保健指導も行います。 |
| 健康相談 | | 健康に関する相談に応じます。 |
| 健康教育 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 疾病予防, 健康増進のために講演会や健康教育を行います。 ● 出前健康教室も行います(申し込み要)。 |
| 訪問指導 | | 随時 |
| 心の健康づくり | 保健福祉課 障害者生活福祉係 ☎89-3335 | |
| 精神障害者 社会復帰相談指導事業 | | 在宅の精神疾患の方を対象に, 集団指導を通して交流, 仲間づくり, 生活リズムの改善などを行い, 社会復帰の促進を図っています。 |
| 健康相談 | | 心の健康問題について保健師, 精神保健福祉士等による各種相談を行っています(申し込み要)。 |

神石高原町立病院 小島1709-3

問 ☎85-2711(代)

外来診療について

| | |
|----------|--|
| 診療科等 | 内科, 外科, 眼科, 整形外科, 脳神経外科, リウマチ・膠原(こうげん)病科, リハビリテーション科, 総合外来, もの忘れ外来 |
| 外来診療受付時間 | 平日(月～金曜日)午前8時～11時30分 |
| 休診日 | 土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/31～1/3) |
| 救急患者 | 平日の時間外ならびに休診日でも救急患者の方は診療を行っています。 |
| 診察に必要なもの | 保険証・医療受給者証 |

巡回診療

| | |
|-----------|---|
| 豊松地区の巡回診療 | 毎週火曜日(要予約) 午後1時45分～午後3時30分 (場所) 豊松支所2階 下豊松741 ☎85-2711(町立病院) |
| 油屋地区の巡回診療 | 第1・第3木曜日 午後2時～午後3時 (場所) 油屋集会所 有木469-2 ☎85-2711(町立病院) |

神石高原町立神石へき地診療所 福永1441-2

問 ☎87-0199

| | |
|----------|---|
| 診療科目 | 内科, 外科, 胃腸科 |
| 診療時間 | 火, 水, 木, 金 午前9時～午後1時 水(予約者のみ) 午後3時～午後5時30分 |
| 休診日 | 日曜日, 月曜日, 土曜日, 祝祭日 |
| 診察に必要なもの | 保険証, 医療受給者証 |



子育て支援

母と子の健康づくり

問 子育て応援課 ☎89-3368

| 種類 | 相談窓口 | 内容 |
|------------------|---|---|
| 母子健康手帳の交付 | 子育て 応援課 | 妊娠がわかったら、母子健康手帳をもらいましょう。安心して出産を迎えられるよう、保健師・助産師と一緒に考えていきましょう。事前に予約をお願いします。 |
| 家族の育児レッスン | | 妊婦さんとご家族でご参加ください。お世話体験をとおして、赤ちゃんのいる生活をイメージしましょう。 |
| 赤ちゃん訪問 | | 保健師・助産師が訪問し、身体計測や育児相談をします。 |
| 子育てサロン「にじいろ」 | | 妊婦さん、1歳までの赤ちゃんと家族、子育てに関心のある地域の方が、子育てなどの相談や交流できる場。 |
| 助産師・保健師による育児相談 | | 妊娠中のこと、産後の授乳のこと、育児についてなど、個別相談ができます。ご家族どなたからでもご相談ください。 |
| 助産師によるオンラインホットナビ | | お家で相談！オンラインでつながる子育て相談。妊娠・出産・育児の不安や悩みに寄り添います。 |
| 産後ケア事業 | | 産後手助けが必要なお母さんと赤ちゃんのケアを、医療機関や助産所で受けることができます。 |
| 子育て応援ギフト | | 保健師・助産師の面談や相談を受けられた方には、子育てを応援する気持ちを込めてギフト(出産前後それぞれ5千円程度)を贈呈します。 |
| 乳児健康診査 | | 乳幼児期は、生涯のなかでもきわめて発育・発達のみざましい時期です。各時期に、お子さんの健康状態を確認するとともに、一緒に育児について考えてみましょう。対象の方へは、個人通知をします。 |
| 1歳6か月児健康診査 | | |
| 3歳児健康診査 | | |
| 5歳児にじいろ相談 | | 年中児を対象に、お子さんが小学校生活や学習にスムーズに適応し、楽しい小学校生活を送るための橋渡しとなる相談です。 |
| 親子教室 | | 「できた」「楽しい」「もっとしたい」という達成感や満足感を親子で共有しながら、ゆったり、たっぷりと活動を繰り返す中で、お子さんの成長を促していきます。 |
| 発達相談 | お子さんの発達・発育に不安がある親子が発達相談員の相談を受けることができます。 | |

手当・助成など 問 保健福祉課 ☎89-3335

乳幼児(こども)医療費の助成

0歳～満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある乳幼児などを養育している方の保険適用分の医療費が助成されます。(ただし、入院時食事療養費にかかる標準負担額を除く)

▶助成内容

申請書を提出し承認されると、医療費受給者証が交付されます。県内の医療機関は、この受給者証の提示で、窓口での支払いが一部負担金のみになります。

▶一部負担金

医療機関ごとに1日 500円
(通院5日、入院15日以降の支払いの必要はありません)

必要な書類

- 健康保険証
- 印鑑

出産育児一時金

出産育児一時金は、出産された方が出産時に加入している健康保険から支給されます。



▶国民健康保険に加入されている方

出産一時金として42万円を支給します。(※神石高原町は、産科医療補償制度に加入していなくても42万円となっています。)原則として、医療機関への高額の出産費用を直接支払わなくてもよくなる「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」となります。

⚠国民健康保険以外の保険に加入の方

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があります。詳しくは勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。

▶▶児童扶養手当 問 子育て応援課 ☎89-3368

18歳到達年度末までの児童のいるひとり親、または養育者等に支給されます。所得制限、公的年金との併給制限があります。

⚠手当が支給されない場合

支給対象に該当しても、子どもが児童福祉施設に入所したとき、または請求者および児童が公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けられるときなど手当が支給されない場合があります。

▶▶児童手当 問 子育て応援課 ☎89-3368

児童を養育している者に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする制度です。

▶支給対象

0歳～中学校卒業まで(15歳になった後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

| 対象年齢 | 手当の金額 | |
|------------|------------|----------|
| 0歳～3歳未満の児童 | 一律 15,000円 | |
| 3歳～小学校修了 | 第1子, 第2子 | ※10,000円 |
| | 第3子以降 | 15,000円 |
| 中学生 | 一律 10,000円 | |

※18歳(高校卒業)までの児童のうち、年長者から第1子, 第2子と数えます。

▶特例給付(所得制限を超えた受給者)

一律 5,000円(月額)

※令和4年10月支給分から、特例給付にも所得制限が設けられ、制限を超えた受給者には、児童手当・特例給付は支給されません。

ひとり親家庭の支援

▶▶ひとり親家庭等医療費の助成 問 保健福祉課 ☎89-3368

母子・父子家庭の母、父および児童、父母のいない児童とその児童を養育する者を対象に、健康保険適用分の医療費(医科・歯科・調剤など)が助成されます。所得制限があります。

▶▶母子家庭等自立支援給付金 問 子育て応援課 ☎89-3368

母子・父子家庭の母・父の主体的な能力開発への支援のために、自立支援教育訓練給付金と高等職業訓練促進給付金などがあります。受講費用などの一部を支給します。事前申請が必要ですので、ご相談ください。

▶▶高等職業訓練促進資金貸し付け 問 子育て応援課 ☎89-3368

高等職業訓練促進給付金を活用しながら資格取得をめざす場合、入学準備金などの貸し付けを行っています。要件を満たす場合、全額返還免除です(県事業)。

▶▶母子父子寡婦福祉資金貸し付け 問 子育て応援課 ☎89-3368

母子・父子家庭や寡婦の方が経済的に自立して、安定した生活を送るため、就学支度資金などの福祉資金の貸し付けを行っています(県事業)。

アイ♡アイ

☎82-2250

(所在地)油木甲5071番地1 シルトピアカレッジ図書館内
一神石高原町の子どもたちへー

こまったことがあったら
ひとりではなやまず みんなでかんがえよう
でんわでもはなせるよ なまえはいわなくてもいい
いやならきってもいい
さみしいときには
こまったときには かけておいで
いっしょにかんがえよう

♡心の相談ダイヤル♡

☎82-2250

フリーダイヤル0120-084-782

神石高原町地域子育て支援拠点 おひさま広場 ☎89-3368

(所在地)小畠1701 神石高原町保健福祉センター内
キッズコーナー(月・火・金曜日)

子育ての輪を広げ、交流できる場所です。子育てで情報を知りたい、子どもお母さんも友だちをつくりたい、楽しく遊べる場所を探している、子育てで困っていることがある…そんな時は、おひさま広場へお越しください。
楽しいイベントも盛りだくさんに計画しています。

各地域にも出張して開催しています。

- 油木…シルトピアカレッジ図書館(第2・第4 木曜日)
- 神石…神石老人福祉センター(第1 木曜日)
- 豊松…とよまつ保育所(第3 木曜日)



子どもの予防接種

問 子育て応援課 ☎89-3368

予防接種は種類により受ける時期・回数などが定められています。下記の表を参考に、接種スケジュールをたてて、受け忘れがないようにしましょう。(このほかにも、任意で行う予防接種があります)詳しくは、お問い合わせください。

| 種類 | 月齢 | 0歳 | 1か月 | 2か月 | 3か月 | 4か月 | 5か月 | 6か月 | 7か月 | 8か月 | 9か月 | 10か月 | 11か月 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 6歳 | 7歳 | 8歳 | 9歳 | 10歳 | 11歳 | 12歳 | 13歳 | 14歳 | 15歳 | 16歳 | |
|------------------------------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| | | 1価 | | | | ① | ② | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5価 | | | | ① | ② | ③ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B型肝炎 | | | | ① | ② | | | | | | ③ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Hib | | | | ① | ② | ③ | | | | | | | | | ④ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小児用肺炎球菌 | | | | ① | ② | ③ | | | | | | | | | ④ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) | | | | | ① | ② | ③ | | | | | | | | ④ | | | | | | | | | | ① | | | | | |
| 結核 (BCG) | | | | | | | ① | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水痘 | | | | | | | | | | | | | | | ① | ② | | | | | | | | | | | | | | |
| 麻しん・風しん | | | | | | | | | | | | | | | ① | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本脳炎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | ① | ② | ③ | | | | ④ | | | | | | |
| 子宮頸がん (HPV) | 2価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

生後14週6日までに接種を開始します。
2種類のうちどちらかを受けます。
※場合によっては異なるワクチンで3回

0歳のうちに3回。3回目は2回目から4-5か月の間隔をあけます。

0歳のうちに3回。1歳を過ぎたら4回目を受けます。

0歳のうちに3回。1歳を過ぎたら4回目を受けます。

0歳のうちに3回。1歳を過ぎたら4回目を受けます。

11歳で二種混合を受けます。

4回目の後、任意接種として追加接種(三種混合など)もできます。

2回目は1回目から6-12か月の間隔をあけます。

2回目は年長児の間に受けます。

3歳で2回、4歳で3回目を受けます。

9歳で4回目を受けます。

2種類のうちどちらかを受けます。
定期接種の対象は小6から高1相当の女子です。

2回目は1回目から1か月以上、3回目は1回目から5か月かつ2回目から2か月半以上あけます。

①②③

2回目は1回目から1か月以上、3回目は2回目から3か月以上の間隔をあけます。

①②③

次の方は、表中の対象年齢を過ぎても無料で受けられる場合があります。詳しくはご相談ください。
日本脳炎:平成7年4月2日~平成19年4月1日生まれで、20歳未満の方
HPV:平成9年4月2日~平成18年4月1日生まれの女子

保育所の入所について

入所できる児童

1. 保護者が神石高原町に居住している世帯の児童
2. 保護者のいずれもが次の認定要件に該当すること

| 認定条件 | | 認定要件内容説明 |
|-----------|-----|---|
| 就労 | 居宅外 | 保護者が居宅外で働いているとき(町長が認める時間※以上の就労が認められる場合) |
| | 居宅内 | 保護者が児童と離れて日常の家事以外の仕事を居宅内でしているとき(町長が認める時間※以上の就労が認められる場合) |
| 産前産後 | | 母親が妊娠中または出産後間もないとき |
| 病気・障害など | | 保護者が病気などの状態にあるか、または障害があるとき |
| 病気の家族の介護 | | 家族に病気または障害があるため、保護者が長期にわたりその介護をしているとき |
| 家庭の災害(被災) | | 震災・風水害、火災その他の災害復旧にあたっているとき |
| 求職活動 | | 求職活動を継続的に行っているとき |
| 就学・職業訓練 | | 専修学校、各種学校に在学または職業訓練を受けているとき |
| 虐待・DVのおそれ | | 社会的養護を必要とするとき |
| その他 | | 町長が認める上記に類する家庭での保育が困難な状況にあるとき |

※町長が定める就労の下限時間は48時間/月です。

入所申込

▶新年度(4月)からの入園

1月ごろにホームページや広報紙などでお知らせします。

▶年度の途中入所

各保育所または役場子育て応援課までお問い合わせください。

▶▶保育所(令和3年の場合)

| 地区 | 保育所名 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 入所可能年齢 | 開所時間 | 休所日 | 障害をお持ちの児童の保育 | 一時預かり保育 |
|----|---------|-----------|---------|-----|--------|----------------------|-------------|--------------------|---------|
| 油木 | 油木保育所 | 油木乙5029-5 | 82-0906 | 60名 | 満6か月 | 7時30分 ~ 18時30分 | 日・祝 年未年始 | ○ (相談して 下さい) | ○ |
| 豊松 | とよまつ保育所 | 下豊松661-1 | 84-2132 | 60名 | 満6か月 | | | | |
| 神石 | いずみ保育所 | 福永1466 | 87-0099 | 45名 | 満6か月 | | | | |
| 三和 | こばたけ保育所 | 上2420 | 85-2718 | 60名 | 満2歳 | | | | |
| | くるみ保育所 | 井関2696 | 85-3329 | 45名 | 満6か月 | | | | |

▶▶一時預かり

保護者の病気や出産などのために子どもを預けなければならないなど、一時的に家庭での保育が困難な場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的な負担を軽減するために、保育所において児童を一時的にお預かりします。

| 区分 | 3歳未満 | 3歳以上 |
|---|--------|--------|
| 1日(4時間を超える利用) | 3,000円 | 2,000円 |
| 半日(4時間以内の利用) | 1,500円 | 1,000円 |
| 兄弟姉妹で同日同時時間帯を利用する場合は、最年長児が全額、その他の児童は半額です。 | | |
| 生活保護世帯は無料です。 | | |
| 利用児童の4月1日満年齢の年齢区分で利用料を決定します。 | | |

| | |
|------------------|---|
| 対象年齢 | 各保育所の受入可能な年齢 |
| 利用可能時間 | 月~土(7時30分~18時30分) 日曜・祝日・年未年始(12/29~1/3)は休所します。 |
| 利用申込み | 利用したい日の3日前までに、利用する保育所へ申込書を提出してください。 |
| 町外の方でもご利用いただけます。 | |



学校法人ころころ学園どんぐり幼稚園

階見501 ☎85-2140

- ▶ 保育時間 8時～16時
- ▶ 延長保育 18時(土曜日を除く)
- ▶ 預かり保育 夏休みなどの長期休暇中、里帰り出産時の預かり

放課後児童健全育成(学童保育)

問 子育て応援課 ☎89-3368

▶ 相談窓口

子育て応援課

▶ 内容

町内4か所で小学生が放課後や夏休み等の長期休業中に過ごすことのできる施設を開設しています。利用を希望される方は、随時申し込みを受け付けています。

▶ 利用できる人

町内小学生で保護者が昼間家庭にいない児童ならびにその他必要な児童

▶ 保育内容

宿題・生活習慣指導・遊び・読書・音楽・制作(工作)・スポーツなど夏休み等の長期休業中は、楽しい行事も取り入れながら活動しています。

▶ 休館(所)日

日曜日、祝日、年末年始、警報の出た日

| 地区 | 実施場所/お問い合わせ | 保育時間 | | 利用料 |
|----|---|-----------|-------------|--|
| | | 平日 | 土曜日・夏・冬・春休み | |
| 油木 | やまびこクラブ油木館(油木小学校総合学習棟) 問 シルバー人材センター ☎89-0121 | 放課後～18:00 | 8:00～18:00 | 平日 200円 土曜・夏休み等 300円 入所時 500円 |
| 神石 | やまびこクラブ神石館(神石高原町トレーニングセンター) 問 シルバー神石事務所 ☎89-4081 | | | |
| 豊松 | やまびこクラブ豊松館(とよまつ総合センター) 問 シルバー豊松事務所 ☎84-2267 | | | |
| 三和 | やまびこクラブ三和館(旧小畠中学校・わらべ) 問 シルバー三和事務所 ☎85-2500 | | | |



読書を通じて言葉を学び、創造を育てましょう



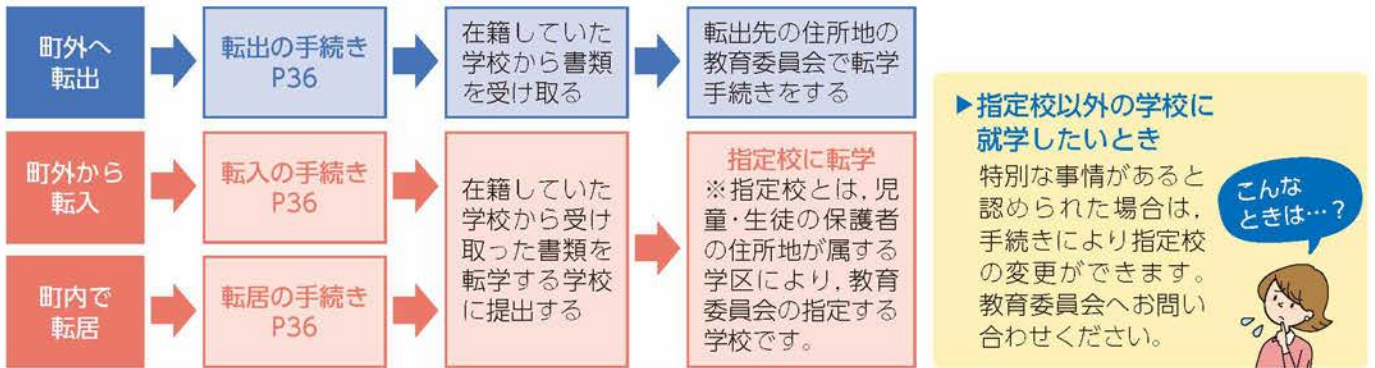
読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かせないものです。しかし、近年では子どもの「読書離れ」が指摘されています。そこで平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、施策の総合的かつ計画的な推進を図られることとなりました。家庭でも読み聞かせなどを通じて子どもたちの未来をより豊かなものにしていきましょう。

出典:文部科学省ホームページ「子どもの読書活動推進」(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/suisin/index.htm)の内容を引用・編集・加工して作成

小・中学校に関する手続き

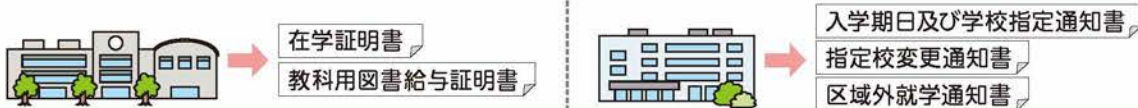
町内に住所がある児童・生徒は教育委員会が指定する小・中学校に入学していただきます。
1月末までに自宅に「入学通知書」をお送りします。

▶▶ 引っ越した時の手続きの流れ



在籍の学校から受け取る書類

役場で手続き後受け取る書類



▶ 就学援助制度

小・中学校の児童・生徒の保護者に、就学のための経済的負担を軽減するため、学用品費、通学用品費、給食費などを援助する制度です。援助を受けるためには一定の要件があります。

▶ 特別支援教育就学奨励制度

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に、学用品費、通学用品費、給食費などを援助する制度です。援助を受けるためには一定の要件があります。

▶▶ 町立小・中学校

| | 学校名 | 所在地 | 電話番号 |
|-----|---------|------------|---------|
| 小学校 | 来見小学校 | 井関2696番地 | 85-2800 |
| | 三和小学校 | 小島1370番地 | 85-2816 |
| | 神石小学校 | 福永7798番地2 | 87-0016 |
| | 豊松小学校 | 下豊松5323番地 | 84-2011 |
| | 油木小学校 | 油木乙1番地 | 82-0926 |
| 中学校 | 三和中学校 | 小島1370番地 | 85-4511 |
| | 神石高原中学校 | 油木甲6836番地1 | 89-0003 |

※神石高原中学校・三和中学校は、広島県立油木高校と連携し、中高一貫教育を実践しています。

児童生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口

児童生徒に対する体罰やセクシュアル・ハラスメントに関する相談は、次のところで電話相談等に応じています。いずれの相談窓口も女性担当者を配置していますので、女性担当者に相談したい場合は、そのことをお申し出ください。プライバシーの保護及び秘密の保持は厳守します。

▶▶ 町立学校

すべての町立学校に相談窓口(担当教職員)を設置し、相談に応じます。
担当教職員は、管理職を含む複数の教職員です。
電話による相談については、学校の代表電話におかけください。

▶▶ 神石高原町教育委員会事務局

問 ☎89-3341

▶ 相談時間

月曜日から金曜日まで(祝日および12/29から翌年の1/3までを除く)
8時30分から17時15分まで



ごみは、ルールを守って出しましょう。

家庭ごみの分け方・出し方

| 分類 | 指定袋等 | 出せるもの(例) | 注意事項 | | |
|--------------------------------|--------------------|--|------------------------------------|--------------------------------|------------------|
| 資源化リサイクルできるもの | 燃やしてよいごみ ① ② | 残飯・料理くず・茶かす・果物の皮・卵のから等 | 水切りを十分に①または②の袋へ ①の袋へは半分まで | | |
| | | 紙類(ノート・ちり紙・空き箱・生理用品・紙コップ・封筒・ハガキ等) | 金属類が混入しないように | | |
| | | 紙おむつ | 汚物を取り除いて | | |
| | | 履物・革製品 | 金属は必ず取り除いて | | |
| | | その他(布きれ・筆等) | | | |
| | | | 洗っても汚れの落ちない容器包装のプラスチック | 洗えるものが洗っていない場合、引き取れないことがあります | |
| | 空きカン | ③ | スチール缶(ジュース・清涼飲料水・酒類等) | 中をすすいで乾かし、つぶさずに | アルミ・スチール・その他別の袋で |
| | | | アルミ缶(ジュース・清涼飲料水・酒類等) | | |
| | | | その他の缶(カートリッジのガス缶・スプレー缶等) | | |
| | 空きビン | ④ | 無色ビン(ジュース・醤油・酢・ドリンク剤・牛乳・酒類等) | 蓋を取って、すすいで 化粧ビンは不燃物へ | 無色・茶色・その他別の袋で |
| 茶色ビン(ジュース・醤油・酢・ドリンク剤・コーヒー・酒類等) | | | | | |
| その他のビン(ジュース・ドリンク剤・酒類等) | | | | | |
| 容器や包装のプラスチック | ⑤ | ペットボトル(ジュース・醤油等) | 蓋とラベルを取ってすすいで | 白色トレイ・容器包装プラスチック別の袋で | |
| | | 容器や包装のプラスチック(カップ麺・台所洗剤・シャンプー・リンス・弁当・果物などの容器や包装) | 洗って乾かして | | |
| | | 白色トレイ(食品トレイ) | 白色のみ、その他のトレイは容器包装プラスチックへ | | |
| 不燃物・容器包装以外のプラスチック | ⑥ | 金属類(ナイフ・スプーン・針金ハンガー等金属の割合の多いもの) | 鋭利な物は新聞等に包んで | 金属類・容器包装以外のプラスチック・不燃物・天ぷら油別の袋で | |
| | | 容器包装外のプラスチック(ポリバケツ・洗面器・ビデオテープ・CD等プラスチックの割合の多いもの) | CD等個人情報があるものは、データ削除あるいは読み取れないようにして | | |
| | | 不燃物(陶磁器・ガラス・白熱球・たわし・化粧ビン・アルミホイール) | 割れた物は新聞等につつんで | | |
| | | 天ぷら油(食用油) | ペットボトルへ入れ、しっかり蓋をして | | |
| 資源化しているごみ | | 新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック | 荷崩れしないように、ひもで十字に縛って | | |
| | | 古着類 | | | |
| 粗大ごみ | | 家具類(タンス・机・イス・食器棚等) | ガラスは外して不燃物へ | | |
| | | 電気製品(掃除機・ラジオ・アイロン等) | テレビ・洗濯機・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫以外 | | |
| | | 小型農機具(噴霧器・ミスト・管理機等) | 乗用でなく1.5m角以内のもの | | |
| | | 自転車・バイク(原付バイク) | | | |
| | | 鉄くず(かさ・スチールロッカー・鍋・ヤカン) | | | |
| | | ふとん・ジュータン等 | | | |
| | | ライター | | | |
| 特定家庭用機器廃棄物 | | テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機 | リサイクル料金(郵便局で購入)と町の収集運搬手数料が必要です | | |
| 有害ごみ | | 乾電池・蛍光灯・水銀式体温計・ボタン電池・小型充電式電池 | 白熱球、LED電球は不燃物で | 事業ゴミ不可 | |



①決まったごみを

②決まった日に

③決まった場所に

ごみはきちんと分別して収集日の朝8時00分までに出してください。
(地区の指定時間があればそれに従ってください)

- ごみステーションなどのまわりは、隣近所の迷惑にならないように、いつも清潔に利用しましょう。
- 前日には絶対出さないでください。猫やカラスが食い散らかし、ステーション付近が汚くなります。
- 家電製品・自転車などは、なるべく買い換えの時に引き取ってもらいましょう。
- ごみカレンダーを確認して収集日に出してください。ごみカレンダーは年3回広報紙と一緒に配布するほか、本庁、支所などに置いてあります。

直接搬入施設「クリーンセンターじんせき」

粗大ごみ、有害ごみ、引き取り義務の販売店がない家電ごみなどを直接持ち込むことができます。
※粗大ごみの自己搬入は、150円/10kgの処理手数料が必要です。

▶受入日時 毎週 月・水・金(9時～12時, 13時～15時) 4月・11月の第4日曜日
年末年始(12/24～1/10)は搬入できません。

※直接搬入が困難な場合は、戸別収集を行います。
収集要件がありますので、事前にお問い合わせください。

階見1254番地1 問 ☎89-3121 FAX89-3225



広 告

ゴミのお困りごと

- ・大きなゴミや不用品の処分
- ・地域の資源ゴミ
- ・家の片づけ など



トイレのお悩み

- ・浄化槽の点検や清掃
- ・汲み取り(一部地域)
- ・配管のつまり など



ECONOS オガワエコノス
〒726-0013 府中市高木町 502-10
☎0120-452-998

2030 SDGsで変える
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



水道を使い始めたり止めたりするとき、又は所有者・使用者の変更をするときは、届出が必要です。

水道の使用開始と中止



引っ越しが決まったら…

転入、町内転居の場合

町外への転出、転居の場合

水道の使用を開始

開始(開栓)届の提出

【必要なもの】
・印鑑

水道の使用を中止

中止(閉栓)届の提出

【必要なもの】
・印鑑



引っ越しの日の1週間前を目安に、
環境衛生課に届出を!

届出書の内容は下記のとおりです。

- ①住所・氏名
- ②使用開始予定日
- ③電話番号



- ①現住所・契約者氏名・電話番号
- ②引っ越し予定日
(最後に使用する日)
- ③引っ越し先の住所・電話番号
- ④精算方法(納入通知書)

退出時までの料金を計算して、納付していただきます。

⚠届出を行わずに無断で使用された場合、給水を停止することがあります。

⚠届出を行わずに転出・転居された場合、その後の使用料の負担が生じる場合があります。

水道料金について

水道料金は、メーターから計算した使用量に基づいて算定します。

●水道料金を指定納期限内に納付していただけない場合、給水を停止することがありますので、ご注意ください。

【支払い方法】

口座振替と納付書があります。
下記取扱窓口にて納付してください。

町役場本庁・支所の会計窓口
口座振替ができる金融機関

| 金融機関名 | 本店・支店 |
|-------------|-------|
| 福山市農業協同組合 | 本店・支店 |
| 広島銀行 | 本店・支店 |
| しまなみ信用金庫 | 本店・支店 |
| 両備信用組合 | 本店・支店 |
| ゆうちょ銀行(郵便局) | |

※口座振替は、お取引先の金融機関でお手続きしていただきます。

※町外の金融機関は、「振替依頼書」を設置していない場合があります。お手数ですが、環境衛生課までお問い合わせください。

自分でできる漏水の確認方法

まず敷地内にある水道の蛇口をすべて閉めましょう。その後、水道メーターのパイロットマークを調べ、少しでも回っていたらどこかで水が漏れていることになります。



➡ すぐ神石高原町指定の水道業者へ修理を依頼してください。

料金の納付は、便利な「口座振替」がおすすめです!

金融機関または郵便局にてお申し込みください。

納付日、口座振替日は、検針日の翌月末日です。

必要なもの:領収書,通帳,届出印鑑



神石高原町
フォトギャラリー

Jinsekikogen Town
Photo Gallery



クロスカントリー



豊松ふれあいフェスティバル

こんな場合は手続きを

引っ越しなどにより、使用を「開始」「中止」するときや、使用者名を変えるととき(名義変更)などは町への手続きが必要です。

- 新たに農業集落排水施設を使用するとき。
- 引っ越しなどにより、使用を中止するとき。
- 長期間農業集落排水施設を使用されないとき。
- 家の新築や改築などで一時中止するとき。
- 所有者・使用者・納入者が異動などにより変わるとき。

浄化槽設置整備の補助金

農業集落排水処理施設の地域外において、個人が設置される浄化槽について補助します。

▶▶ 補助対象者

- 農業集落排水処理施設の処理区域外で、住宅に浄化槽を設置する者
- 神石高原町に住所を有する者(事業完了までに転入する者も可)

▶▶ 補助対象設備

- 浄化槽法第2条第1号の浄化槽で同法第4条第1項に規定する構造基準に適合するもの
- し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽で、生物化学的酸素要求量(BOD)の除去率90%以上、放流水のBOD20mg/リットル(日間平均値)以下の機能を有するもの
- 主として居住の用に供する建物に設置するもの(店舗等を併設するものを含む。共同住宅は含まない。)
- 浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合するもの

※詳細については、町ホームページをご覧くださいか、環境衛生課にお問い合わせください。

農業集落排水の維持管理

家庭からの汚水を農業集落排水に流すために、宅内に設置された桧や排水管を排水設備といいます。これら排水設備は個人の財産となりますので、個人で維持管理を行っていただくことになります。



農業集落排水に流してはいけないもの…

農業集落排水はみんなの施設です。管を詰まらせたり、処理場に悪影響を及ぼすものは流さないでください。

- 【例】台所の食品くず・残飯、天ぷら油、ガンリン、アルコール、薬品、紙おむつ、下着、ハンカチ、生理用品、ビニール・プラスチック製品



もしも農業集落排水が詰まったら

(トイレ、台所、風呂なども)

指定工事店にご連絡ください。



広 告

●給排水工事 ●ボーリング工事
●水廻りの修理、リフォーム工事
●LPガス ●エアコン取付け
お気軽にお電話ください。



小林設備有限公司
神石高原町小島539
TEL.0847-85-2291
FAX.0847-85-2335



犬の登録・狂犬病予防注射

問 環境衛生課 ☎89-3336

飼い犬の登録・狂犬病の予防注射・飼い犬の死亡届は、狂犬病予防法により義務付けられています。登録は犬の戸籍のようなものです。死亡の届出、登録事項変更の届出は必ず行ってください。

| 犬を飼ったら | 予防注射 | 犬が死亡したら |
|---|---|---|
|  <p>登録は犬の生涯に一度です 生後90日を経過した日から</p> | <p>毎年1回 (3月2日～翌年3月1日まで) 予防注射を受けた場合、狂犬病予防注射済票交付の手続きをしなければ予防注射を受けたことにはなりません。</p> |  |
| <p>な91犬が生後たら以上</p> | | |
| <p>手続きができる場所</p> | | |
| <p>1 神石高原町役場・各支所 2 狂犬病予防注射集団接種会場またはお近くの動物病院 (毎年5月～6月の間に実施)</p> | <p>1 狂犬病予防注射済票の交付には狂犬病予防注射済証明書が必要です。</p> | <p>神石高原町役場・各支所</p> |
| <p>登録を申請 鑑札の交付</p> | <p>狂犬病予防注射 狂犬病予防注射済票交付の手続き</p> | <p>死亡届出書を提出</p> |
| <p>登録手数料 3,000円</p> | <p>交付手数料 550円</p> | <p>必要なもの 鑑札・注射済票</p> |
| <p>飼い主が変わった・引っ越した 登録事項の変更届出書を提出</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 神石高原町に引っ越してきた場合は、以前の居住地の鑑札を窓口へ持ってきてください。 ● 犬を譲る場合は、鑑札や注射済票も一緒に渡してください。 | |

犬・ねこを飼うときのマナーについて

問 環境衛生課 ☎89-3336

責任の範囲で、習性などをよく知って思いやりのある飼い方をしましょう。

| 犬の飼い方 | ねこの飼い方 |
|--|--|
| 犬はつないで飼いましょう。(子犬の時からつないで飼うくせをつけましょう。) | 屋内で飼うことをおすすめします。(交通事故に遭ったり、よそのねこに病気をうつされたりする心配がありません。) |
| 飼い犬が人を咬んだ時は、動物愛護センターへ必ず届出をして、獣医師に狂犬病の有無について検診を受けさせなければなりません。 | 首輪・名札をつけましょう(飼いねこのしるしとなり、迷子になっても飼い主がわかります。) |
| 愛情と責任をもって、人の迷惑にならないように飼いましょう。 | 去勢・不妊手術を受けさせましょう。(発情期のストレス軽減、むやみな繁殖の回避、病気の予防にもなります。) |
| 悪臭・鳴き声・つなぐ場所等にも気をつけましょう。 | |
| 犬は、適度な運動が必要です。散歩をさせる時は、一緒に歩いてやり、糞をしたときは、持ち帰って処理しましょう。 | |

犬と散歩するときのマナー

動物と楽しい暮らしを

- 散歩中に排泄したフンは袋に入れて家に持ち帰りましょう。
- 電柱などにオシッコをしたときは、ペットボトルなどに入れた水で流しておきましょう。
- 散歩中はリードを付けましょう。付近に人がいるときは短めにリードを持って注意してください。



猫と暮らすポイント

動物と楽しい暮らしを

- 産まれてくる子猫を飼いきれないのであれば不妊・去勢などの処置を行いましょう。発情期の変った鳴き声やおしっこかけも減少します。
- 野良猫への安易なエサやりはご近所への迷惑になったり、不幸な子猫を増やす元です。エサを与えるのであれば自らの飼い猫にするなど責任を持ちましょう。



マイバッグを使いましょう

環境に配慮した生活を

- レジ袋の代わりにマイバッグやかごの持参。
- 詰め替え商品の購入。
- 過剰包装を避ける。
- ゴミ出しの分別回収に協力。
- など環境に配慮した生活を心がけましょう。



神石高原町斎場「やすらぎ苑」

➤ 申し込み方法

▶ 火葬場利用

神石高原町の住民の方は、役場本庁住民課、各支所町民課で手続きをしてください。なお、手術等による四肢、産汚物等の火葬についても、役場本庁住民課、各支所町民課で手続きをしてください。

▶ 霊安室および葬祭場利用

葬儀および通夜のため利用する場合は、役場本庁住民課、各支所町民課で受付します。

➤ 申し込み・手続き

- 本 庁 住民課 ☎89-3334 FAX85-3394
- 油木支所 町民課 ☎82-0211 FAX82-0406
- 神石支所 町民課 ☎87-0211 FAX87-0340
- 豊松支所 町民課 ☎84-2211 FAX84-2463

墓地の設置・増設・廃止・改葬

| 項目 | 注意事項 | 許可手続き |
|-----------------------------|------------------------------------|---|
| 墓地の設置(新設) 墓地の増設 墓地の廃止 | 自分の土地でも、許可なく墓地を新設・増設・廃止することはできません。 | 町(環境衛生課)へ設置または廃止許可申請→書類審査→現地確認→許可⇒設置・廃止 |
| 改葬 | 現在とは異なる墓地に遺骨を移動させる場合、手続きが必要です。 | 町(環境衛生課)へ改葬許可申請→書類審査→許可⇒移動 |

町営住宅について

町営住宅に入居を希望される場合は、建設課または各支所で所定の手続きを行ってください。空き家が発生した場合に、公募により入居者を募集しています。町営住宅の種類と入居者資格は次のとおりです。

| 住宅の種類 | 対象者 | 主な入居資格 |
|--------------------|---------------------|--|
| 公営住宅 | 低所得者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅に困窮していること ● 所得要件を満たすこと ● 市町村税を滞納していないこと ● 暴力団員でないこと ● 連帯保証人が1人必要 |
| 特定公共賃貸住宅 消防職員用待機宿舍 | 中堅所得世帯 ※単身用住宅は55歳未満 | |
| 高齢者向け優良賃貸住宅 | 60歳以上の高齢者 | |
| 若者住宅 | 45歳未満の世帯 ※入居期間15年 | |
| 町立住宅 | 住宅困窮者 | |

かがやきネット

| サービス | 内容 |
|-------------|--|
| 告知放送サービス | <p>告知放送サービスは生活するうえで必要な行政情報を音声にて放送します。災害が起きた時や、不審者情報など住民の安心・安全に役立つ情報を聞くことができます。また告知放送サービスに加入されている町内の家庭同士だと、電話機を端末機に接続することにより電話の通話料が無料になります。(町内IP電話)</p> <p>■かがやきネット安心通知 告知端末機の「通知ボタン」を押すと、登録した他のかがやきネット加入者宅の告知端末機へは音声で、電子メールアドレスへはメールで通知することができます。連絡先は告知端末機、電子メールアドレスともに、5件まで登録することができます。申請した内容に変更が生じた場合は、再度、申請してください。 ※登録後、告知端末機の「通知ボタン」が赤く光ります。</p> |
| 基本チャンネルサービス | 地上デジタル放送・BSデジタル放送・コミュニティチャンネルをお楽しみいただけます。 |
| 多チャンネルサービス | 地上デジタル放送・BSデジタル放送・CSデジタル放送 オプションチャンネルすべてデジタル放送でお楽しみいただけます。 |
| インターネットサービス | 町内全域で、地域差なしの高速インターネットのご利用ができます。 |
| IP電話サービス | IP電話サービスはインターネットサービスを利用したオプションサービスで町外への電話の通話料を安くします。 |



➤ お申し込み・お問い合わせ

ケーブル・ジョイ ☎89-0012

土地利用について

問 建設課 ☎89-3338

一定面積以上の土地取引を行った場合(事後届出)

国土利用計画法では、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地取引について届出制を設けています。

神石高原町の10,000㎡以上の土地について、売買等の契約をした買主等は、届出書に必要な書類を添付して、契約締結日を含めて2週間以内に建設課まで届出てください。

建築確認申請・建築工事届について

問 建設課 ☎89-3338

町内で建築物を建築しようとする場合または建築物の解体工事を施行する場合においては、建設課を経由して県知事に届出が必要となります。また、次の建築物を建築する場合は、建築確認申請が必要です。

1. 建築基準法に規定する200㎡以上の特殊建築物を建築または増改築する場合
2. 木造の建築物で3階建てまたは、500㎡以上、高さが13m以上、軒の高さが9m以上の建築物を建築または増改築する場合
3. 木造以外の建築物で2階以上または200㎡以上の建築物を建築または増改築する場合

建築リサイクル法について

問 建設課 ☎89-3338

次の建設工事または建築物の解体を行う場合は、建築リサイクル法の届出を、建設課を経由して県知事に提出する必要があります。

1. 建築物の解体(建築物の床面積が80㎡以上)
2. 建築物の新築・増築(建築物の床面積が500㎡以上)
3. 建築物修繕・模様替(工事費が1億円以上)
4. その他工作物を建設する工事(工事費が500万円以上)

町道・河川について 〈町道・普通河川の管理〉

問 建設課 ☎89-3338

町道および側溝、ガードレール、カーブミラーなどの道路施設・河川施設を破損した場合、また、破損を見つけたときは、建設課または各支所まで連絡してください。

農道・林道について 〈農道・林道の管理〉

問 建設課 ☎89-3338

町が管理する農道・林道の施設を破損した場合、また、破損を見つけたときは、建設課または各支所まで連絡してください。

工事・占用許可について 〈道路・普通河川の工事または占用〉

問 建設課 ☎89-3338

道路や普通河川の工事を行う場合、または道路や河川にパイプを埋める、また工作物などを設置する場合は、建設課で許可を受けてください。

公用廃止について

問 建設課 ☎89-3338

普通「赤線・青線」と呼ばれる里道・水路を個人の所有としたい場合には、公用廃止の手続きを建設課で行ってください。田や畑の中にある里道や水路の多くは、個人が勝手に廃止したり、埋立ては出来ません。すでに造成などで道路や水路の形がなくなっている場合でも、公図(地籍図)に記載されている限り公用廃止の手続きが必要です。

屋外広告物の設置許可申請について

問 建設課 ☎89-3338

国道・主要地方道沿いの屋外に、広告塔、看板、幟、張り紙等の広告物を、常時または一定期間持続して設置する場合は、建設課で許可を受けてください。ただし、広告物の合計面積が10㎡以内の自己看板(商店名等をその事業所に表示したもの)は、許可は不要です。

伐採および伐採後の造林の届出 制度について

問 産業課 ☎89-3337

森林を伐採しようとするときは、事前(90日から30日前まで)に届出をすることが法律で義務づけられています。

伐採を行うときは

ご自分の所有林でも届出(申請)が必要になります。
※ただし、林地開発の許可を受けた森林を伐採する場合は、届出の必要はありません。



農地について

問 農業委員会 ☎89-3350

農業者年金

| | |
|--------|---|
| 加入できる人 | 年間60日以上農業に従事する60歳未満の方で、国民年金第1号被保険者であれば、農地等の権利名義がなくても、誰でも加入できます。 |
| 加入手続き | 農業委員会事務局で相談のうえ、福山市農業協同組合で手続きをしてください。 |

農地相談

農地についてお困りの方は、お気軽にご相談ください。

農地法に基づく許可申請

| | | |
|-----|---|-----------------------------------|
| 第3条 | 農地等を農地として所有権を移転(売買、贈与等)、小作関係(使用貸借・賃貸借権等)を結ぶ場合(※取得時または取得後に30a以上の耕作地の所有があること等一定の要件を満たしていないと許可になりません。空家バンク登録に付随する農地の場合、例外があります。) | 申請書、土地全部事項証明書、位置図、現況地番図、営農計画書等 |
| 第4条 | 農地等を農地以外に変更する場合(自己所有の転用)(※その農地が、農業振興地域整備計画の農用地区域内に指定されている場合は、区域の除外手続きをしないと許可になりません。) | 申請書、土地全部事項証明書、位置図、現況地番図等、ほか必要添付書類 |
| 第5条 | 農地等を農地以外のものにするため、所有権を移転または、使用収益を目的とする権利(賃借権、使用貸借権など)を設定または移転する場合 | 申請書、土地全部事項証明書、位置図、現況地番図等、ほか必要添付書類 |

※詳しくは、農業委員会へお問い合わせください。

農地に係る各種届出について

農地法第3条の3(相続)
農地転用(農業用施設)届、農地改良届等

森林の所有者届出制度について

問 産業課 ☎89-3337

平成23年の森林法が改正されたことにより、平成24年4月以降に森林の土地の所有者となった方は、以下のとおり、町への届出が必要となります。

➤届出期間

森林の土地の所有者となった日から90日以内。

➤届出の対象者

売買契約や相続、贈与、法人の合併などにより、森林の土地を新たに取得した個人・法人
※ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている場合には、本届出は不要です。

住民自治・自治振興会について

問 未来創造課 ☎89-3332

自治振興会は、住民の皆さんに一番身近な住民自治組織で、さまざまな活動を通じて、より安心・安全に暮らすために、住みよいまちづくりに取り組んでいる、地域の住民により自主的に結成された団体です。

たとえば 自治振興会では、こんな活動をしています。

●情報の提供

町内の情報や、生活に役立つ情報、町からのお知らせ、広報紙などを、回覧板などでお知らせしています。

●安心・安全のまちづくり

防災訓練や子どもの見守り、防犯灯の設置や維持管理など、地域の安心・安全のための活動などを行っています。

●親睦・交流活動

夏祭りや運動会、子ども会、敬老会などの行事を開催し、地域の子どものから高齢者まで、みんながふれあう交流を行っています。

●生活環境向上のための活動

生活で美しいまちをつくるため、ごみ集積所の維持管理や道路、公園などの清掃活動を行っています。

●地域課題への対応

地域の課題についてみんなで考え、必要に応じ行政などと連携し、解決に努めています。

●各種活動団体

町内には青年会、女性会、老人クラブ、消防団など、地域で活動する各種団体があります。

協働によるまちづくり！

町では「神石高原町人と自然が輝くまちづくり条例」、
「神石高原町協働によるまちづくり推進条例」に基づき、地域力を結集する共同体である「協働支援センター」を制度化し、各地区ごとに設置されたセンターを核に自主的な課題解決の取組みと住民へのサービスを行政と相互補完しながら進めています。



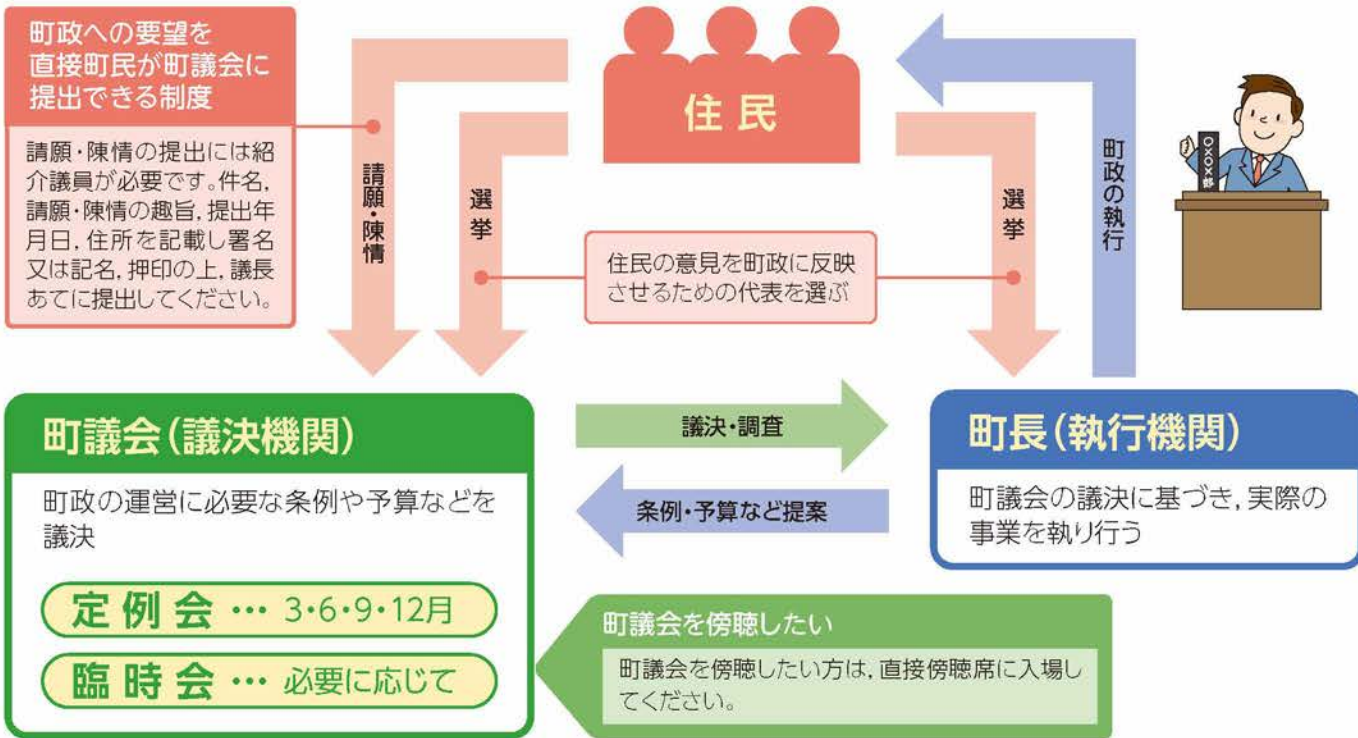


議会・選挙

町議会のしくみ

問 議会事務局 ☎89-3340

町議会と町長は、直接選挙によって選ばれた、私たちの代表です。住民の声を反映した、よりよいまちづくりを目指して、それぞれの役割と権限を尊重します。



選挙権

問 総務課 ☎89-3330

18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

| | | | | |
|-----------|---|--|-------------|--|
| 選挙権を持つ対象者 | <p>選挙人名簿には、次の要件を満たしている人が登録されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 満18歳以上の日本国民 ● 転入の届出をした日から引き続き3か月以上、住民基本台帳に記載されていること。 | <p>登録の時期は、次のとおりです。</p> <p>定時登録 毎年3・6・9・12月の各月の1日を基準日として、1日に登録します。</p> <p>選挙時登録 選挙の都度、基準日および登録日を定めて登録します。</p> | 選挙の管理・執行・種類 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国政選挙 衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙 ● 地方選挙 県知事選挙・県議会議員選挙・町長選挙・町議会議員選挙 |
|-----------|---|--|-------------|--|

こんな投票もできます

| 投票の種類 | 対象者 | 投票場所 | 備考 |
|-------|--|---------------------|--|
| 期日前投票 | 仕事や用事で投票日に投票所に行けない人 | 選挙人の住所地に設けられた期日前投票所 | 町内であれば、どこの期日前投票所でも利用できます。 |
| 不在者投票 | 仕事や旅行などで選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している人。また指定病院に入院中の人。 | 滞在先の市区町村や指定病院など | 郵送等に時間がかかる場合がありますので、利用される場合は、選挙管理委員会事務局へお早めにお問い合わせください。 |
| 郵便投票 | 「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「介護保険被保険者証」をお持ちの人 | 自宅 | 障害の種類や程度によって異なります。この制度を利用される場合は、「郵便投票証明書」が必要です。詳しくは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。 |





主な公共施設

問 未来創造課 ☎89-3332(申し込み先も同様)

協働支援センター等

| 名称 | 住所 | 連絡先 |
|--------------------------------|------------|--------------------|
| 油木協働支援センター (油木コミュニティセンター) | 油木乙1870番地4 | 82-2228 82-0701 |
| 神石協働支援センター (総合交流センターじんせきの里) | 高光2117番地10 | 87-0331 87-0181 |
| 豊松協働支援センター (とよまつ総合センター) | 下豊松741番地 | 84-2226 |
| 三和協働支援センター (旧三和公民館) | 小島2025番地 | 85-3399 89-3345 |

生涯学習施設等

| 名称 | 住所 | 連絡先 |
|---|------------|-------------------|
| シルトピアカレッジ 図書館 | 油木甲5071番地1 | 事務所(代) 82-2002 |
| 神石ふれあい工芸館 | 福永1609番地1 | 神石協働支援 センター |
| さんわ総合センター (やまなみ文化ホール・ 高蓋ふれあい交流施設) | 高蓋472番地 | 管理事務所 85-3097 |
| 陽光の里野外ステージ | 下豊松5301番地 | 豊松支所町民課 |

歴史民俗資料館 ※事前に予約が必要です。

| 名称 | 住所 | 連絡先 |
|---------------------------|-----------|---------------------------|
| 神石民俗資料館 | 永野5036番地1 | 管理事務所 86-0151 |
| 豊松歴史民俗資料館 | 下豊松833番地1 | 教育委員会 89-3341 |
| 豊松収蔵庫 | 下豊松830番地5 | 教育委員会 89-3341 |
| 三和民俗資料館 (高蓋ふれあい交流施設3階) | 高蓋1602番地2 | 教育委員会 89-3341 |
| にしかわ化石館 | 油木乙1797番地 | 油木協働支援 センター 82-0701 |

体育館

| 名称 | 住所 | 連絡先 |
|------------------|------------|---------|
| 油木体育館 | 油木甲6836番地1 | 油木支所町民課 |
| 神石トレーニング センター | 高光甲2256番地1 | 神石支所町民課 |
| 豊松多目的体育館 | 下豊松5301番地 | 豊松支所町民課 |
| 小島体育館 | 小島1917番地 | 未来創造課 |
| 高蓋体育館 | 高蓋1602番地 | 未来創造課 |

グラウンド

| 名称 | 住所 | 連絡先 |
|--------------------------|------------|------------------|
| 天神原グラウンド | 油木甲7551番地1 | 油木支所町民課 |
| シルトピアグラウンド | 油木甲6836番地1 | 油木支所町民課 |
| 油木多目的グラウンド (油木スポーツ広場) | 油木乙2140番地1 | 油木協働支援 センター |
| 油木屋内グラウンド (油木スポーツ広場) | 油木乙2140番地1 | 油木協働支援 センター |
| 神石多目的グラウンド | 福永1466番地1 | 神石支所町民課 |
| 牧農村公園 グラウンドゴルフ場 | 牧225番地1 | 牧自治振興会 |
| 豊松山村広場 | 下豊松5321番地 | 豊松支所町民課 |
| 豊松山村広場 グラウンドゴルフ場 | 下豊松5321番地 | 豊松支所町民課 |
| 豊松屋内グラウンド | 下豊松662番地1 | 豊松支所町民課 |
| 三和グラウンド | 小島1990番地 | 未来創造課 |
| 来見グラウンド | 井関5424番地2 | 未来創造課 |
| 高蓋グラウンド | 高蓋1602番地2 | 未来創造課 |
| 三和多目的広場 | 小島2768番地1 | 未来創造課 |
| 三和屋内グラウンド | 小島2768番地1 | 未来創造課 |
| 光信多目的広場 ゲートボール場 | 光信31番地1 | 未来創造課 |
| さんわ総合センター グラウンドゴルフ場 | 高蓋472番地 | 管理事務所 85-3097 |

庭球場

| 名称 | 住所 | 連絡先 |
|--------------------|------------|---------|
| シルトピア テニスコート | 油木甲6836番地5 | 油木支所町民課 |
| 陽光の里健康広場 テニスコート | 下豊松5301番地 | 豊松支所町民課 |
| 三和庭球場 (三和中学校内) | 小島1370番地 | 未来創造課 |

スカッシュ場

| 名称 | 住所 | 連絡先 |
|------------------------|------------|----------------|
| 油木コミュニティセン タースカッシュ場 | 油木乙1870番地4 | 油木協働支援 センター |

野球場

| 名称 | 住所 | 連絡先 |
|-------|-----------|---------------|
| 三和野球場 | 階見1159番地1 | 神石郡 軟式野球連盟 |



医療機関案内

(令和4年5月1日現在)

かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう

| | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|--------------------|-----------------|--------------|
| 病院 | 神石高原町立病院 | 神石高原町小島1763-2 | 0847-85-2711 |
| | 神石高原町立 神石へき地診療所 | 神石高原町福永1441-2 | 0847-87-0199 |
| | 吉實クリニック | 神石高原町油木乙6676-15 | 0847-82-0005 |
| 歯科 | 秋山歯科医院 | 神石高原町高光2032-6 | 0847-87-0011 |
| | 小島歯科医院 | 神石高原町小島1503-3 | 0847-85-2250 |
| | 塚本歯科医院 | 神石高原町安田229-8 | 0847-82-0048 |
| | 宮本歯科医院 | 神石高原町油木乙1821-1 | 0847-82-2110 |
| | 安名歯科医院 | 神石高原町下豊松762-4 | 0847-84-2059 |
| 薬局・薬店 | 一心堂薬店 | 神石高原町福永1580 | 0847-87-0031 |
| | 一心堂薬局 | 神石高原町福永1492-1 | 0847-89-4040 |
| | 快生薬局 | 神石高原町小島1711-3 | 0847-85-4222 |

広告

 医療法人社 三原眼科
みはら眼科
福山市神辺町新徳田2丁目309番地
TEL(084) 960-5525

南蔵王町分院
みはら眼科
みなみざおうクリニック
福山市南蔵王町6丁目20番13号
TEL (084)940-5556
<https://www.miharaganka.info>

内科・外科・肛門外科・皮膚科
人工透析内科・リハビリテーション科
居宅介護支援事業所

東城病院

| 診療時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-----------------|---|---|---|---|---|----|
| 午前 9:00 ~ 12:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 午後 1:00 ~ 6:00 | ● | ● | ● | ● | ● | 休診 |

休診日：日曜・祝日・土曜日午後

庄原市東城町川東1463-1
☎(08477)2-2150
(FAX)(08477)2-2152

 **K's clinic**

黒木整形外科
リハビリテーションクリニック

| 受付時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|--------------|---|---|---|---|---|---|
| 午前8:30~12:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 午後2:30~ 5:00 | ● | ● | ● | / | ● | / |

●休診日/木曜・土曜午後、日曜日・祝休日

府中市上下町上下2052-1
☎(0847)62-8200

 **クオール**

クオール薬局 グループ
Quality of Life

クオール薬局神石高原店
(旧店名:快生薬局)

営業時間：8:30~18:00(土・日・祝休み)
住 所：神石郡神石高原町小島1711-3
電話番号：0847-85-4222
(緊急:080-8754-5855)



生活ガイド



住まいの豆知識

リフォームの進め方とポイント

Step1 具体的な計画をたてる

- 時期,期間は? ● 予算は?

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。
この時点での情報収集も大切なポイントです。

Step2 事業者を決める～契約する

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか?
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か?
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか?

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。
見積書・提案書や契約書だけでなく,打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し,保管しておきましょう。

Step3 着工

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か?
- 工程表に基づいて進んでいるか?
- 変更・追加などが発生していないか?

定期的に施工業者から報告・連絡を受けようにしましょう。また,不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようしましょう。

Step4 着工後

- 事業者立ち会いの下,確認をし説明をうけたか?
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか?

気品とやすらぎ 木製建具

木製建具・別注家具

- ◆ 硝子戸 ◆ 障子 ◆ 襖

メンテナンス

- ◆ 障子張り替え ◆ 襖張り替え
- ◆ 建付け調整 ◆ 硝子修理

株式会社 **サトー**

神石郡神石高原町小島2232-1 TEL(0847)85-2036

瓦工事・屋根工事・リフォーム
新築・解体・大工事まで
一般建築物石綿含有建材調査者
広島県知事許可(般-1)第39347



たくみ 巧建設株式会社

代表取締役 有光 巧行

府中市上下町深江698-1

TEL.0847-44-9266

FAX.0847-44-0761

<https://www.takumikensetsu-inc.co.jp/>

障子張り替え1枚からでも

小さな町のふすまやさん

鈴木表具店

府中市上下町深江718-3

TEL.(0847)54-2978

FAX.(0847)54-2979





株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

あなたの「こだわり」を活かした住まいづくり、
私たち一条工務店がお手伝いします。

家は、性能。

一条工務店

株式会社 一条工務店広島

本社：福山市手城町3-11-8 広島工場：神石郡神石高原町小島2866-1

福山中央展示場

ふれあいホームタウンみどりまち
福山市緑町1-51
TEL:084-973-8911

福山新涯展示場

住宅宣言ふくやま
福山市西新涯町2-2-1
TEL:084-959-2411



GRAND SMART

建設業

(土木一式工事・舗装一式工事・建築工事)

村上建設株式会社

〒720-1812 神石高原町油木乙2020
TEL 0847-82-0016 FAX 0847-82-0552



100年暮らせる家づくり

株式会社平和工務店

建設業 広島県知事許可(般-3)第35035号

宅地建物取引業 広島県知事(1)第11146号

代表取締役 平岡 和士

〒720-1525 神石郡神石高原町上2399-1

TEL(0847)85-3052 FAX(0847)85-3079



instagram homepage

昭和五十三年創業

一級塗装技能士 二級建築施工管理技士

三和塗装工業

河合 利晴

お気軽にご相談下さい。

電話(0847)85-2850
携帯 090-2006-7828

お住まいを
お好みの色に!!
神石高原町上1067番地
建物塗り替え
雨樋架け替え

<https://www.sanwatosou1067.com>

木の香漂う安らぎの住まい。



一般建築 請負

前田建設

〒720-1602

神石郡神石高原町井関2169

TEL.(0847)85-2653

FAX.(0847)85-3963

<http://maeda-kensetsu.com/>

新築 リフォーム キッチン 浴室 トイレ

住まいのことなら
何でもおまかせください!

神石郡神石高原町安田676-2

☎0847-82-2554

<http://mitakoumuten.co.jp/>

お気軽にご相談下さい

有限会社 **美田工務店**

神石高原町上下水道指定業者

生活ガイド



愛車の健康法

日常点検や定期点検を習慣づけ、大切なクルマを長持ちさせましょう。「ちょっと変だ」と早めに異変に気付くことで、多くのトラブルを回避することができます。その為のアドバイスを紹介します。



各種自動車 修理・販売

山本モーターズ

神石高原町油木乙1920-1

TEL.0847-82-0911

FAX.0847-82-0912



意外と気付きにくいワイパーの交換

雨の日になくってはならないワイパーですが、劣化してくると拭きムラができてたりびびり(拭き跡)が残り、かえって視界が悪くなることも。日頃から点検し、できれば1年に1度交換しましょう。



エンジンオイルの交換は定期的に

エンジンオイルは次第に汚れ、機能が低下します。交換時期はエンジンの状態や使用状況によって異なりますが、一般的に5,000~10,000km経過時(走行距離が少ない場合でも6ヶ月~1年ごと)と言われていています。オイルのグレードによって交換時期が定められているので、状況に合わせ、早めに交換しましょう。



排気ガスで健康チェックを

エンジンをかけたら排気ガスをチェックしましょう。無色のはずの排気ガスが黒ずんでいるなど、普段と異なる状態を発見したら早めに整備工場に相談しましょう。



タイヤ点検

タイヤは、唯一路面と接して重い車重を支えている、負担の大きなパーツです。ドライブに出かける前に、タイヤの寿命や溝の有無、空気圧などチェックしましょう。



車の豆知識

ナンバープレートを見やすく表示しましょう

ナンバープレートの表示義務が明確化されました。平成28年4月1日以降、ナンバープレートのカバー等で被覆すること、シール等を貼り付けること、回転させて表示すること、折り返すこと等が明確に禁止されています。

以下のような行為は全て禁止されています。

カバー

無色透明でもダメ



回転

回転して取付はダメ



被覆

全ての文字が読めなければダメ



折り返し

折り返してはダメ



国土交通省HPI「ナンバープレートを見やすく表示しよう!!」(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000020.html)より加工・編集して作成



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです



ランプはこまめに点検を

車のランプ類はドライバーが状況を確認する他に、周りに対して意思表示を伝える役割もあります。安全に走行するために、日頃から故障しているランプが無いか点検しましょう。



エンジンの点検は耳でもできる

水温計などの計器でエンジンの異常を確認する事は出来ませんが、エンジンから普段と違う音がしないかどうかでも確認は出来ます。ガラガラ・キューキューというような音がしたらすぐに点検しましょう。



燃費チェックで健康診断

普段からガソリンを入れた時には燃費を調べて、燃費の変化に注意しましょう。燃費が悪くなったように感じたら点検しましょう。



佐藤モータース

各種自動車・オートバイ・自転車
修理販売 <認証工場>

神石高原町近田1162-6

TEL (0847) 82-2415

FAX (0847) 82-2457

钣金・塗装・整備・販売・保険

車のことなら何でもご相談下さい

渡辺モータース

代表 渡辺昌弘

〒720-1522 神石郡神石高原町小畠2254

TEL 0847-85-2329



車のこと Q&A

Q 車の維持費は年間でどのくらいかかりますか？

A 使う用途や車種によって違いはありますが、車の維持費は大きく4つに分類されます。ガソリンなどの燃料費、定期点検・車検、部品、消耗品などのメンテナンス費、年間の任意保険料、自動車税も必要になってきます。

他にも、保管場所によっては駐車場代なども考えられますので、車を購入する前には、これらも併せて考慮することが大切です。

Q 車種によって支払う税金に違いはありますか？

A 平成14年から、排出ガスや燃費の性能など環境に配慮した度合いによって、車種や車齢ごとに異なる税額となる「グリーン税制」が実施されています。

これによって電気や天然ガスなどの低燃費自動車などは、新車購入時にかかる税率が大幅に軽減されています。一方で一定の車齢を越えたディーゼル車などに対しては、増税もあります。

細かな基準と条件がありますので、しっかり確認しておきましょう。





葬儀とお墓の豆知識

※掲載の記事に関しましては、一般的な慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

● 知っておきたい葬儀のマナー

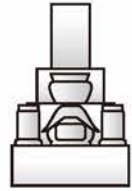
故人を悼み、遺族への哀悼を表すために必ず焼香が行われる仏教に対して、神道では故人の霊が子孫を守る守護神となる儀式であると考え、葬儀以降の儀式にも「祭」がつけます。死を「故人を神のみもとへ送る」とされるキリスト教では、祈りは神に捧げるもので、葬儀は遺族を慰め、励ますために行われます。このように宗教によって葬儀の行い方にも異なったルールがあることを知っておきましょう。

● 宗教別の拝礼・不祝儀

| 宗教別 | 拝礼の方法 | 不祝儀袋 | 不祝儀袋の書き方 |
|-------|----------|------------------------------------|---------------------|
| 仏教 | 焼香・線香・数珠 | 白黒や双銀の結び切りで、のしはつけない。 | 御仏前・御霊前 御香典・御供物料 |
| 神道 | 玉串奉奠・手水 | 双白や双銀の結び切りで、のしはつけない。 | 御神料・玉串料 御神饌料・御霊前 |
| キリスト教 | 献花 | 水引、のしはつけない。白封筒か十字架やユリの花が描かれたご不祝儀袋。 | 御花料・御ミサ料 御霊前 |
| 無宗教 | 献花など | 白黒の結び切りで、のしはつけない。 | 御花料・御霊前 などが無難 |

● 知っておきたいお墓の種類

現在、墓地や霊園などで多く見られる形のお墓は、江戸時代の中頃から広く使われるようになったと言われています。鎌倉時代から室町時代にかけて多く作られた、五輪塔(ごりんとう)など供養塔型のお墓も一部で見られます。近年は、背が低く横幅が広い洋型のお墓も増えてきました。また、既成の型にこだわらない自由なデザインのお墓も見られます。



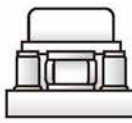
和型

最も標準的な形のお墓です。卒石(さおいし)の下に上台石(じょうだいし)、下台石(げだいし)を重ねた形が多く見られます。



和型供養塔

現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作られた、供養塔の形をしたお墓です。



洋型

芝生墓地やガーデニング霊園、西洋風霊園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。



デザイン墓石

伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ方も増えています。

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです



葬儀・法要・仏壇・墓石



株式会社

森山仏商

神石高原支店

〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小島1495-1

☎ 0847-89-3600 営業時間 / 9:00~17:00

葬儀受付は24時間対応しております

広島県石材工業協同組合加盟店



各種石材の設計
加工、販売、施工

ミユキ石材店

福山市神辺町十三軒屋196-6
ふくやま産業交流館(ビッグローズ前)

TEL (084) 955-2565

仏壇仏具Q&A

Q お仏具とお供えものはどんなものが
必要ですか？

仏具とは、お仏壇を飾り、毎日お供えするご飯、花やお茶、果物などをお供えする用具、器などをさします。宗派により用いる仏具が異なります。

Q お仏壇を購入するのにいい日
にちってありますか？

「思い立ったが吉日」という言葉にもあるように、お仏壇を購入または買替えるのに、良い日・悪い日というのはありません。

Q どんなお仏壇を購入すればいい
ですか？

宗派・地域によりおまつりするお仏壇に違いがあります。それを踏まえた上で、おまつりする場所にあった大きさ、デザイン、色、材質などで選べるとよいでしょう。

※全日本宗教用具協同組合ホームページより引用

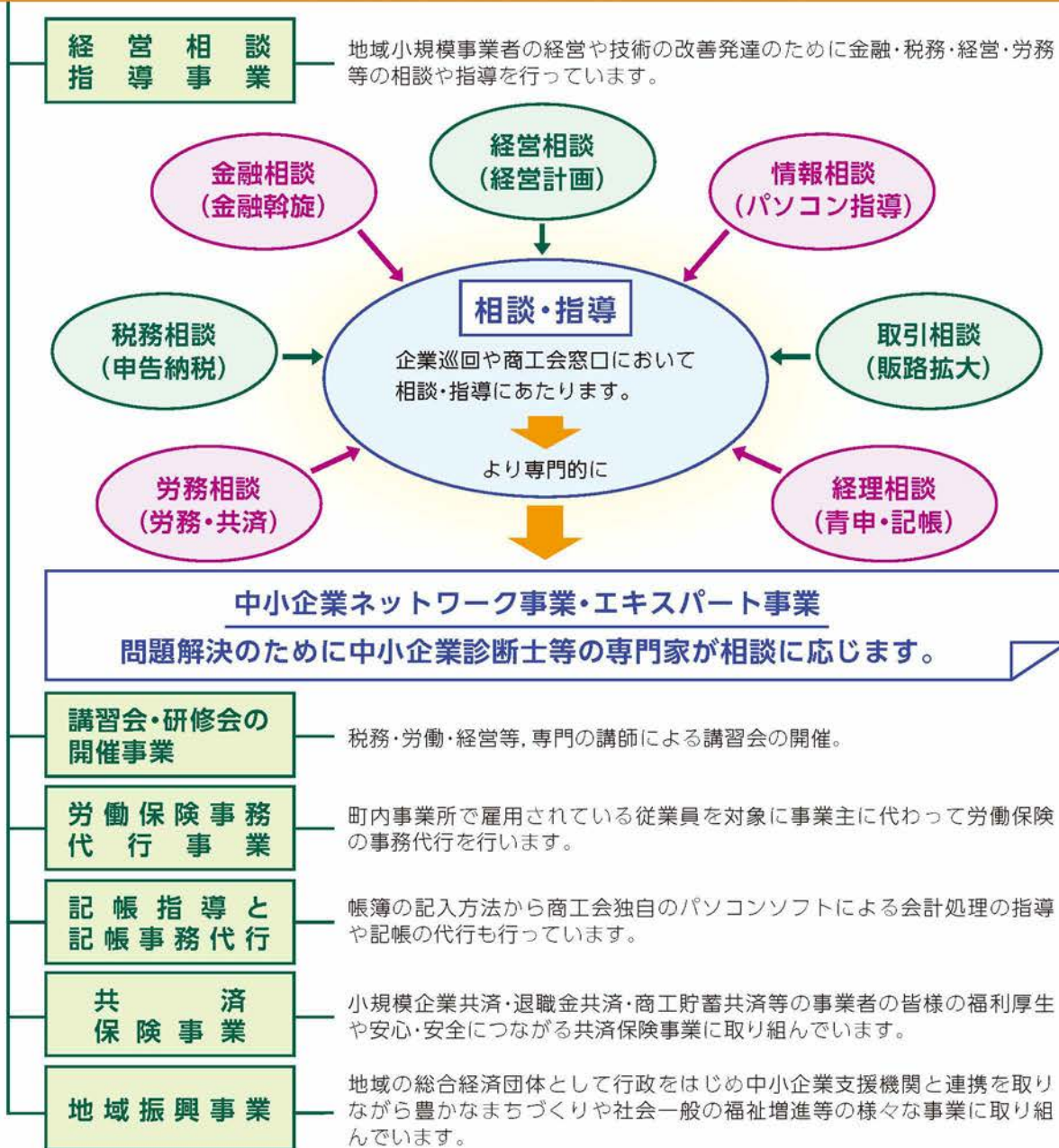


神石高原商工会

町内中小企業の発展と豊かで元気な地域社会を

商工会は、地域の事業者の皆様が業種と関わりなく会員となってお互いの事業の発展や地域の発展のために活動を行う団体です。地域総合経済団体として豊かな地域づくりと商工業の発展を目的に様々な事業に取り組んでいきます。

商工会が取り組んでいる事業



〒720-1812 広島県神石郡神石高原町油木乙1994-2 ☎0847-89-0001 fax0847-89-0140
 〒729-3515 (神石支所) 神石高原町福永甲1632-2 ☎0847-87-0136 fax0847-89-4003
 〒720-1702 (豊松支所) 神石高原町下豊松741 ☎0847-84-2007 fax0847-84-2264
 〒720-1522 (三和支所) 神石高原町小畠2025 ☎0847-85-2338 fax0847-89-3013
 URL: <https://jinseki.jimdo.com/> E-mail: jkougen@hint.or.jp



編集後記

「神石高原町 暮らしの便利帳」は、神石高原町にお住まいの皆様方へ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、町民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として神石高原町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「神石高原町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、神石高原町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

- 「神石高原町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和4年4月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。
- また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

神石高原町 暮らしの便利帳

令和4年7月発行

発行

神石高原町／株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 山陽支店
〒720-0812 広島県福山市霞町1-8-15
TEL.084-982-5557

※掲載している広告は、令和4年6月1日現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

神石高原町 暮らしの便利帳が 電子書籍に!!

わが街 事典[®]

パソコンやあなたのお手持ちの携帯端末でご覧になれます!

iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版



無料

閲覧に伴う通信料は
ご負担ください



「わが街事典」電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、お好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

いつでも
持ち歩ける
利便性 



ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら 



株式会社 柳本商店 広島工場

人にも環境にも
優しい住まいを



永く使うものだからこそ、
最高の品質を届けたい。
私たちは、環境に配慮した、
本物の商品をご提供します。



株式会社 柳本商店

本社:福山市手城町3-11-8
広島工場:神石郡神石高原町小島2866-1

● お問い合わせ先 ☎084-921-2717